

硬筆書方の指導方案

始



大正
15. 9. 14
寄贈

本
論
序
結
論

第一章 硬筆書方の指導方案 目次

第一節 學習一般論

第二節 學習の意義

第三節 學習の可能

第四節 學習の方法

第五節 學習の一般過程

第六節 學習指導論

第七節 環境の整理

第八節 學習材料の精選及配當

第九節 學習方法の助成

第十節 學習動機の確立

第十一節 學習態度の養成

第十二節 學習様式



序

過去及び現在に於て書方科が小学校教科中如何なる地位を占め、その指導が如何なる方法によつてなされ、そして如何なる成績とあげたか、あゲつゝあるかについては賛明なる諸君の批判に待ちたい。そしてその原因が果して那辺にあるかに因しても諸君の一考を頼はしたい。

吾人は固より漢學卑す、然しながら實際指導者として、其方法と成績につきて断片的の思索を回らざなかつたのではない。然しながら懶骨に云へば一週一時乃至二時、該科の指導に直面する毎に其の感を起すのみにて、これを一周の研究題目として徹底した研究をなさうとするには我々の取扱はさるべからざる教科はあまくに多岐であった。かくのに近代教授法は冥方法の不統一を探究する代りに、教科の本質に徹せんことを促してゐる。斯る特流に後れざらんことを努めた吾人の研究題目は余りに多端である。

然しながら周囲の事情は吾人に其の研究の機会を与へた。吾人は書方に觸する根本的の理解に乏しい、又其の書寫能力に於ても全く指導者としての確信を有して居ない。吾人の書に接するや眞に平面的である。

従つて本研究は鉄と糊との所産であり、そつ組織は常識的断定的である、そして緒論の理論が本編の実際の中にどれ程の力を与へてゐるか、これ等の研究が實地指導に幾何の貢献をなすかこれ一切未知数の問題である。又本研究は実驗的、試練を受けたものではなくて、一種の方業にすぎない事を告白しておく。

吾人の提起した問題は表題に示す如く「硬筆書方の指導方案」であつた、そして最初に

第三節 書方指導者の意見の確立

第四節 硬筆書方學習材料

第五節 書体について

第六節 他教科との聯絡

第二章 硬筆書方指導の條件

第一節 用具について

第二節 姿勢、執筆、腕法

第三節 手の運動及運筆

第四節 筆痕の指導

第三章 硬筆書方指導の要點

第一節 筆法の指導

第二節 整形の指導

第三節 配字の指導

第四節 練習

第五節 反省及び改正の指導

第六節 成績品の評價及び處理

第一節 指導方案要約

第二節 参考書及参考資料

於ては主として指導方案の研究に着手した。さうして去来上ったものは極めて済薄な方法上の末技であった。吾人は中止恆泥たるものと禁ずることが出来なかつた。

蓋し書方指導者は同時に他教科の指導者である。然らば書方の學習が一般學習上如何なる位置を占めるか、一般の學習指導の要件と如何に關係するかを考究するにあらざれば、若局は指導の根本義を把握することが出来ないことに想到した。かくて緒論は生れたのである。故に緒論の、題目に対する關係は間接的ではあるが、何れの教科の指導にも前提となる重要な問題である。而して本論は緒論を待つて始めて完結を得るであらう。

緒論

緒論第一章には學習の主体に関して重要なりと思性する事項につきて述べ、第二章は過去の教授学に対応するものと見てよからう。緒論と起筆するに当り参考した書は後に示すが如くである。就中吾人の熟読したものは渡部氏の「學習の原理及其の實際」及び小川氏の「最新教育學精義」とであつた。夫に其の組織に於ても所説に於ても發せらるゝこと多大であつた。從つて緒論二章は渡部氏の所説の中、吾人の重視と思性した諸点を抄述し多大の配列等を取へてしまつたのである。蓋し実際指導者として心得よくべき最小限度の基本論であると思つてゐる。この二著以外の参考書に於ても多大得る所はないではなかつたが多くは解りがたいと云ふ程度のもので原論としては余りに体系が整つてゐないと思つた。然し其の断片的な論述の中に實際經驗と云ふ力強い閃きの見える点は大いに敬意を拂はなくなつた。

第一章 學習一般論

近來教授する語が學習なる語にあきかへられつゝあることは極めて興味ある事である。而して何故にかくも學習なる語が關係せらるゝに至つたかについては論者によつて種々の原因が數々上げられてゐる。然し吾人はその一やと摘記する余裕と有せぬ。渡部氏はその

内部的原因としては從來に於ける教育研究の欠點即ち教師本位、大人本位の研究及び被教育者の學習事実の偏重をあげ、外部的原因としては、實驗心理学研究の発達、生物学的

研究の影響及び現代哲學の影響とが並びられてゐる。

この分類の仕方は極めて妥当なものだと考ふるが故に自分は無批判に受け入れておく。

第一節 學習の意義

学習なる語の意義に關しても亦論者によつて其の見解が異なるが今は略する。渡辺氏は学習の意義に關する東西の学説を分類批判し、次に学習事実の觀察に移りて、学習は生物界特有の現象なりと断定し、人類に於ける学習の特色について次の如く述べられてゐる。
「あらゆる生物の機能に訴へて、生理的生活價値に満足せず、種々の生活價値までも獲得し、こゝに本來性と実現せんとする点にある」と。最後に学習を定義して「学習とは價値ある経験を自力的に形成することなり」とされてゐる。小川氏が「学習とは人類が其の價値意識から自らを構成する作用を捨すものである」と解して居らるゝものと正に同巧異曲である。其他論者により無数の定義を見るがその定義中に教師、学校、実質的な價値までを混入させた定義としては極めて余入りのものが多かつた。学習の意義と渡辺氏、小川氏の如く解した場合、教育とは何を意味するか、教師の立場は如何に解されなければならぬか、これ重要な問題である。この問題に答ふるものは結論第二章である。

第二節 学習の可能

前節に於て学習の意義は明かになつた。然らばか、る意味に於ける学習は果して可能なるか、これ過までの教育学に於ける教育の可能の問題に相当するものである。教育学に於ては教言の主体と客体の両面に亘つて論ぜらるゝ所が多くたが、本論に於ては学習の意義と前述の如く解する関係上学習の主体に於ける部分が重要な位置を占むる。渡辺氏は学習は可能なりと前提し、学習の心理及論理をその理由としてあげてゐる。氏によれば

学習の心理とは学習可能の主觀的因素にして、これは消極的と積極的である。消極的とは学習者が学習を必要とする状態即ち未成熟の状態及び学習の可能ならしむる状態即ち可塑的状態と云ひ、積極的方面とは学習者が学習に堪へ得る知能学習知能と有する点である。学習知能には生理的（感覺器官を主とする）生物学的（主として本能）、心理学的（直観、表象、思考、情意）、先驗的（絶對的自我を超越する学習主觀）の四が數へられてゐる。最後にあげられたる先驗的学習知能は学習價値の絶對性に關するもので、人類にのみ与へられた天賦の知能である。

次に学習可能の客觀的方面とは氏の所謂学習の論理である。氏は價値ある経験形成の客觀的理由としては「價値」を挙げてゐる。この場合價値は「不十分なるものに対する十分なるもの」ことを意味し、換言すれば「よりよき状態」を意味してゐる。「よりよき状態」への意向こそは学習を可能ならしめる。かくて價値は学習の基礎となり得るものである。（價値とは何ぞの向穀は指導の位置に立つ吾等の等第に附してあらむ向穀であるが今は略する）

かくて既に学習の要件をなすり、外に價値の要講あり、こゝに学習は可能となり得るゝである。

第三節 学習の方法

学習すに可能なりとすれば、学習は如何なる仕方に於てなされるか、これ正に次に考究せらるべき問題である。これに大別する

一、器械的方法 器械的な学習知能（生理的知能、自動運動、反射運動、本能一によつて器械的に當まる、方法である）

二、模倣法 模倣の物理作用によつて経験を構成する方法で何等の理解を伴はない。

三、試行錯誤法 この学習には知的要素が比較的に少くして筋肉運動的要素が多い。指

導など児童の学習はこの方法によることが多い。例へば書法に於ては姿勢、執筆その他の方

法則は教へ得うるゝが其の大部は各個人の收得に待つより仕方がない。(指導者はなるべく一般的の方法を知らしめて、なるべく無意味の試行を限制したい。)

四、聯合法 舊観念が主となり、新観念を自意識の系統中に取りこむ仕方であるから前

三者に比すると知的要素は余程其の濃度を増してゐる。ある論者はこれに発見的学習なる說を与へてゐる。(西山庸平氏生活としての学習)

五、思考法 思考に訴ふる学習である。分析総合によりて個物の正しき觀念を得これを抽象限定して正しき概念的知識を得、歸納と演繹とによって法則的知識を作るも(小川氏は「目的と方案との連絡を失はない所の考察批判法」といつてゐる)。知的學習材料は是非ともこの方法によらねばならぬ。西山氏はこれに發明的學習なる語を使用してゐる。

六、體驗 以上五種の方法は通常自然科學的方法と称せらるゝものであるがこの方法によつては主として持続的な觀念を構成するに過ぎない。眞の認識即ち體驗は全人格による大行を要求する。かくて本體は單なる方法ではなくして價値との完全なる一致である。かくて眞の學習は完成するのである。

以上の六は一學習に同時にあらはれ得るもので、必然不しも方法進歩の段階では無い、寧ろ知的要素の多少、対象観念の深淺によるものと見るべきであらう。

第四節 學習の一一般過程

學習は如何なる過程を辿るか。これ又重要な問題である。最初にまず学習主觀の状

態如何によつて無数の過程が設定されなければならぬ。然しこゝには最早の個人差を暫く度外に附して一般の過程をあげよう。畧言すれば學習の過程も一般の意志過程の順序に従ふと考へて大なる誤謬はあるまいと思ふ。次に渡部氏の所説の要點を摘要しよう。

一、有機的にか、精神的にか不足不満の感情状態にあるからである。(要求と解してよからう。)

二、ニク不満を充さんとする衝動本能が意志を發動せしめる。(意志活動)

三、意志活動には必ず動機を必要とする。動機は價值判断によつて決定せられ、活動の目標は確立する。

四、動機は同時に目的実現に關する最も有効なる手段を決定する。

五、かくて実演及び練習にうつる

六、実演及び練習により獲得された經驗を吟味し、益々これを深まらは批評、反省の過程である。かくて第一の過程たる不安は充されれる。

かくして一向題の解決は他向題を誘発し、學習は無限に繼續する。かくて學習は全生涯的となる。

こゝに注意すべきは學習者の自身児童の程度如何と學習過程如何の問題であるが煩と避けた論述しない。然し學習主觀が如何なる年齢へ脳的、生理的、心理的、知能的等の年齢をさすにあらうとも是等の學習過程は重んぜられなければならない。第二章に於ける學習動機の確立、學習工夫の助成等の問題は特に學習過程と密接な關係を持つ。

以上に於て學習一般論上重要と考ふるものと爲づた。勿論道義に指導に関する事項までも並げ稍々東洋理論と実際論と混交せる点よりて、叙述の方法に不統一があることは承知してゐるが本論は實際に役立てるための理論なるが故に論理的文錯を取つてしたことと附記しておき度い。

第二章 學習指導論

吾人は前章第一節に於て「學習とは價值ある経験の自力的構成である」と定義を採用した。學習とかく解した場合に於て教育若くは教師の任務は如何になるか、これ本章の主題である。或論者は「學習指導とは學習指導を要せざる様に兒童を訓練づけるが力過程である。」と述べてゐる。渡部氏は「教育とは學習（即ち學習者の價值ある経験の自力的構成）を助成することなり」と述べ、エレンケイの「親切な指導者となる語を引用されてゐる。又兒童中の教育の必要と論せられた小川氏は「教授の裏の任務は兒童の経験の上に立脚し、その自己活動を喚起して、自ら其経験を修正し、補充蓄積して正しき智識を構成せしめる事である」と述べ過去の教授学に於ける教授法の修正を試みて居られる。何れにしても上述の考察は妥当であると思ふ。若し兒童の學習と其の自然に依存しあき、これを以て自学自修たりと選択し、何等の指導とも与へないとするならば學校の存在は其の意義を失ひ、教育は破産すべつである。近來かくも自力的による説が強調されるのは過去に於ける他律的教育の反動、すぢ方々の指導事例依然として必須なる要件である。而してそれは直接的でなくして間接的ではなくてはならぬのである。然らば專ら如何なる方面に指導の點を見出すべきか、これ本章に述べんとする處である。

第一節 環境の整理

學習は自己の價値化である、それは學習者の位置如何によつては何れの時、何れの所に於ても可能であり得る。然しながら兒童にあつては、かゝる學習を要求する事とは不可能である。故に自然の環境に委ねず、こう價値化を助成する如き環境を必要とする。かゝる意味に於て學校は最も意識的、組織的の環境であり、斯あるべきである。學校それ自身が一個の價値ある環境たらんがためにには教師はたゞこれが整理に意を致さなければならぬ。一般的に云へば合目的なる環境を造るべきである。更にこれを具体的に云へば

一、學習者の學習心を鼓舞するが如き環境を作らねばならぬ。學校の位置につき、教室の席ド七つき、教師の研究的態度、學習に熱心なる学友、べから率仕事の便丁ありて「眞に学んで見たい」と云ふ環境が望ましい。

二、自学自修に充分なる設備が必要である。吾人は必ずしも教科書の萬能と夢想するものでは無い。然し現今の如く教科書のみと与へ、一冊の参考書、一冊の研究資料の設けなど、教室に於て自学自修が可能であるならば、それで守護中の奇蹟であると云ひたい。

三、教科書や學習要項、指導案が兒童の生活に適合する如く作られなければならぬ。向接の指導の中の点はこゝにあるといつてよからう。

四、兒童相互の協同學習所たらしめなくてはならぬ。協同學習の方法に就ては又教師の指導が必要である。こゝに學級分團の問題が起つて来る。

五、從來の如く一時復、一教科制の學習に止むはれず、學習者の經驗分化の過程に即して合學習の形式とも採用して絶えず清新なる雰囲気とつくりて行かなくてはならぬ。

六、その他「學校一日中に於ける能率の変化、學習時間の長さ、室内の不良なる空氣、

温度、湿度、色彩、光線、有機感覺、児童が身の健康状態も環境の醸成に種々なる影響を与えるものである。(平田氏「教育者のための心理学」参照)

第二節 学習材料の精選及び配当

材料は学習当面の対象である、而して小学校に於ては大体に於て深き考察の下に教科書中にもられてゐる、然し更に指導者はその教科書につきて精選の余地は十分にあることと思はなければならぬ。そして此に細目、指導案の必要より基礎がある。

材料の精選配当の要件を如し

- 一、学習者の学習目的に適合する様に精選すること。
- 二、学習者の價值意識の發達過程によつて、これを配当すること。
- 三、従つて教材提示の方法としては学習者の生活の型式に即して採用すること。
- 四、学習材料固有の系統を尊重すること。(技能科に於ては特に必要)この事に關し、小川氏は「學者が眞理に到達するまで以て目的とする限り合理的な學習、論理的進行に待たなければならぬ」といつてゐるは至言である。

第三節 学習方法の助成

学習方法の指導は自學習上最も重要な部分をなすものである。一般的に云へば学習方法は學習材料の如何によつて其の方法を異にするといはなくてはならぬ。即ち科学的教科は科学的方法によるべく、歴史的教科は歴史的方法によるべく、技能的教科は主として筋肉の發達を十分に發達しなくてはならぬ等の相違がある。然しこゝには其の詳細を裏しく学習進行の一般的方法を避けやう、この一般的な方法を知らしむることは自學習上極めて重要な点である。

- 一、学習の題目を捕へること。然し児童は往々にして学習目的を發見することが出来ない。従つて最初には学習目的の發見を容易ならしめるための指導がなされなくてはならぬ。この問題に關しては森岡半次氏の「児童本位学習指導の方法」が詳細に物語つてゐる。氏によれば其の方法はたゞ五項に纏められてゐる。
- (1) 学習目的を与へて各自に学習せしむること。これは目的發見の基礎的指導で、これがやがて價値ある目的發見の暗示となるものである。
- (2) 主として研究題目のみを立てておせる。これを各児童に發表せしめ、児童相互に、或は教師と児童と共同にて批正し、正して研究題目の立て方を指導する。
- (3) 問題の形相について。問題が廣汎にして着手に困難と感ずる場合には各自からと教する事項と發表せしめこれと訂正をなし、問題の中の点を發見せしめる。
- (4) 部分的、孤立的問題より全體的関係的問題へ。児童の構成する研究題目は往々にして孤立的となり勝ちである。それ等の個々の題目が全體の如何なる位置を占むべきかを考察せしめなくてはならぬ。この事は高等児童には困難であらう。
- (5) 事実方面の問題より創作方面の問題へ。前の四是主として教材の表面に表れた研究題目の發見に關係するものであるがこれは学習者の主觀を通じて表はる、研究題目であると見るべきであらう。

以上の五方法は学習題目より構成上重要な点と考ふるが故に標は不抄録した。

二、試みること。学習題目を自力によりて解決乃至表現を試みることである。この場合には器械的方法、聯合法、試行錯誤法による事もある。例へば熟語の轟然的解釈、数字の概算書方の試書の如き。然し試み方に就ての指導も亦大切である。森岡氏は解決法の

指導の項に於て次の事項をあげてある。

- (1) 学習材料そのものによりて解決すると云ふこと。最初より傾向したり、参考書に依頼することは取るべき方法ではない。
- (2) 質疑の仕方に於いて、不明な部分はあとまほしにして明かなる部分の徹底につとむこと。意見を附して質疑することを指導しなくてはならぬ。
- (3) 表現の方法を考へさせること。表現には備忘的に要旨を記帳する者と、表解によるものと、因解によるものと、絵画によるものと、製作又は実演実習によるものとがある。

三、應用練習 前述の方法によつて獲得されたる學習價值を未知の題目に應用してその練習をはかること。

之を要するに學習方法の助成上重要な事項、具体的に云へば問題の構成法、試みる方法、辞書の引き方、実験の仕方、練習の仕方、ノートの記載法、復習の仕方、豫習の仕方等につきての綿密周到なる指導である。

更に注意すべきは是等の指導は児童自身の努力により、易より難に、卑近より高尚に向ふべきは当然の事である。故に指導者は學習材料についての精選配当を必要とすると同時に學習方法に於ても学年相應の系統を考察しなくてはならぬ。

第四節 學習動機の確立

學習動機の確立は(一)活動に一定の方向を与ふるために、(二)學習内容を明かなくしむるため、(三)學習活動を能率的ならしむるために、極めて重要な事項である。而して

學習の動機を何に置くかは論者によりてその説を異にしてゐる。或は実利にあくより、名譽とするもの、興味とするもの、學習衝動とするもの、自覺とするもの等があるが學習の目的が價值にゐる以上、價值を其動機とすることが望ましい、然しこれは最初より動機として附与すべきものではなく斯所とするべきものでない、一の原理である。教師は原理を價值における、學習者の方面を直観してこれに指導を与へ、結局は理想的な價值に付する様に指導しなければならぬ。次に學習動機喚起の方法をあげんに、

- 一、動機の喚起、目的の確立の必要な理由を知らしめる。
- 二、學習動機喚起の大切なる事を或は感情に訴へ、或は実例により感得せしむる。
- 三、學習動機の喚起を過去の実際に訴へて体験せしむる。
- 四、環境がこの動機を喚起するに好適でなければならぬ。

學習動機は主として學習の出发点に於ての向穀で、學習の過程と大體する重要な態度によつて動機の喚起を必要とせざるまでに導かれなくてはならぬ。

第五節 學習態度の養成

學習動機は主として學習の出发点に於ての向穀で、學習の過程と大體する重要な態度は學習態度である。動機が己に確立し學習の方法が決定してへすれば、學習の態度は自ら良好となるべきであるが事實は必ずしも目標に容易ではない。こゝに學習態度の養成の必要が生じて来る。

然らば養成すべき學習態度果して如何。漢井氏は自発的態度、創造的態度、徹底的態度、懷疑的態度、専門的致思的態度の五をあげてゐる。

良好なる學習態度は上述の精神的緊張を要すと共に筋肉運動及び身體的態度の緊張と伴

すべきものありと思ふ。指導者は絶えずこの態度に注意しなくてはならぬ。

一、学習態度養成の方法としては、

二、例話、暗示等により教せしむる。

三、実地に学習と営ませることによつて学習態度を養成する。換言すれば意志に習慣と与へる。

四、價值を学習させしむ。價值（目的）を認識し、これを実践せしめる。換言すれば常に學習の目的を定立し、これが実現に努力せしむる。

第六節 學習様式

學習の方法助國の節に於て、學習進行の一般的方法との極力自らの學習の方法につき叙述と試みた。然しあれの學科に於ても何れか時間に於ても同一の方法により得るか、乙の一考と要すべき点である。松浦氏は「學習心理と學習様式」の中に於て（一）聽解讀解式（二）直觀式（三）推理式（四）鑑查式（五）鑑賞式（六）練習式（七）課題式（八）報告討論式（九）生活式（十）台詞式（十一）實演式（十二）監督自學式（十三）問答式に分けて評論されてゐる。今類は極めて常識的で解りがよいが、今類の標準が甚だ曖昧である。

小川氏は「蒙特教育學者」の教式分類を列挙批評し、ルーディの「教授の形」云とは教材取扱の際、其の教材の種類に應じ、又教師の人格によつて異なるところ、教師と児童との間の相互交渉の方式である。レヒトも考へを是認したの如く分類されてゐる。

（11）不動的教式

（12）不範的教式

（13）歷史的批判的教式

（14）説明的教式

（15）產生的發展教式

（16）向導的教式

（17）發展的教式

（18）課題的教式

（19）再現的教式——実驗的教式

（20）討論的教式

（21）研究報告式

（22）練習的教式

これ等の一々の説明につきては今は畧する。指導者として注意すべきはこれ等の教式の長所短所を考へ、これら等の教式は各確立すべきものでありこと、及び何れの教式によつもその目的とするところは自学に至る過程として考へ最後に「學習材料と教師及び児童との關係によって自己の最善と信ずる方法に邁進し早くてはならぬ。

以上に於て學科指導上重要な点につき叙述を終つた。指導者は如何なる教科に対しても是等の諸點に細々の注意を以て指導上萬事萬事を期したいものである。

本編

結論二章は一般教科の學習及指導上重要な着眼点なれば書方の學習及び指導の論識たり得るは自明の事である。本論は本研究の主題による硬筆書方の學習及び指導上重要な諸点に一瞥を与へんとするものである。

第一章 硬筆書方學習論

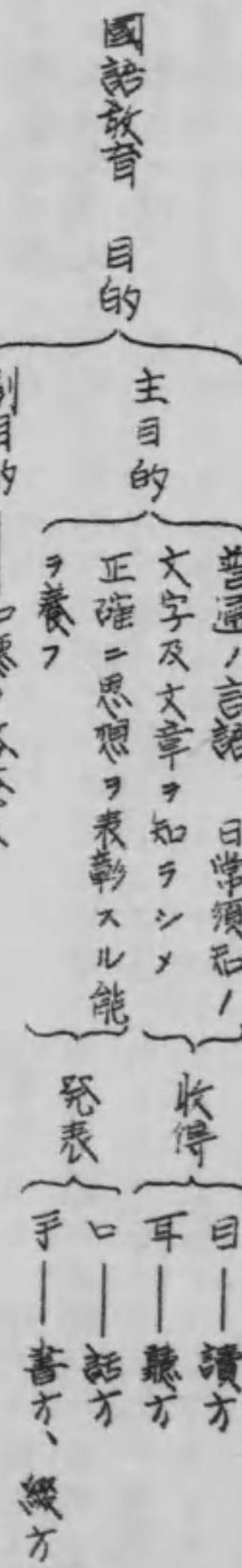
第一節 書方の目的

書方の目的を決定せんには先づ小学校の目的について一瞥しなければならぬ。小学校の目的については小学校令第一條にて「小学校ハ児童心身ノ発達ニ留意シテ道徳教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須アル普通ノ知識技能ヲ授タルヲ以テ本旨トスレヒ明示されてゐる。吾人はこの場合の全体について考察しやうとは思はない。條文中の「其ノ生活」の意味のみを考へて見たい。「其の生活」とは一は小学校児童の現在の生活即ち學習生活と、他は卒業後の社会の實際生活との二方面に解する事が適當であると考へる。現在の生活即ち學習生活と書方との關係をちからに書方は明らかに學習ノ基礎として重要な地位を占めてゐる事は論ずるまでもない。又これを実生活の上より立つても書くことの小さな作業が如何に重要な地位を占めてゐるかは吾人の發言を待たない。

二、國語科の目的

現在に於ては書方本國語の一分子として考へられてゐる。されば吾人は國語科の目的を

顧みなくてはならぬ。小学校令施行規則第三條にて國語ハ普通ノ言語、曰常須知ノ文字、文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智徳ヲ修養スルヲ以テ要旨トスしと示されてゐる。この目的を表示すれば次の如くなるであらう。



就中、國語科の目的ヒ書方學習の意義との關係を考察するに書方は「思想を表彰する方、便としての文字文章を發表する書寫の技能を收得せしむるに有るし様である。かくて過まに於ては書方は國語の一分科とえふよりは其の附隨事項として取扱はれて來た。

二、に實際指導に從事する者にとつて注意すべき問題は書方はそれ自身目的とたり得るか、果又永久に手段たるかの問題と、目的と手段との關係に關する考察とがある。吾人の所見によれば、は目的と手段とは區別すべきものである。然し、手段の價值を輕視して目的の思想發表の手段である。然しそれ大字の正確、巧拙の如何は作者の眞意を傳ふるに無關係であり得るかどうか。かくて吾人は手段の價值を尊重しなければならぬ。過支に於て書方科が不振であるとするならば、その責の大半は手段輕視の錯覚に歸しなければなるまい。

三、書方科の要旨

書方は畢竟手段である。然しながら尊重すべき手段である。その手段として、より價值あらしめんがためには「手段に対する考察しなされなければならぬ。かくて書方は手段でありつゝ、同時に目的たり得る」こゝに書方科の要旨が生れて来る。要旨に曰く「書方へ日常生活ニ必須ナル文字ヲ正シ美シク且ツ迅速ニ書クノ能ヲ養フ」以テ要旨トス」と。本要旨の解釈に就ては次節にゆづる。

以上により小学校教科中に於ける書方科の位置が明々にされた。以上の目的、要旨の実現のために小学校令施行規則第一第第一節第三條に「書字方ニ用フル漢字、書体ハ尋常小学校ニ於テハ楷書行書、二種トシ高等小学校ニ於テハ尚草書ヲ加フ」レヘ此に尋常高等と云ふは旧制のそれを指してゐる。(として學習材料の範囲を示してゐる。

然しあがら此に注意すべしは其の學習の方法學習の用具につきては何等の規定を与へてゐないことである。又かゝる規定は与へらるべきものではないが、そして實際上書字用具としては硬筆と毛筆とが大なる対立を以て保存してある。指導者が二つ用具の何れを取るべきかは各任意であるが先づ最初に考慮すべきは小学校の目的に鑑み國語科の目的に考へて硬筆書方こそ、最もその目的要旨に該当するものなることを主張せんとするものである。大正十四年版栗氏の實用教授法を見ると書方教授法に於て硬筆の硬い字にも言及せられてゐないと云ふのは何と云ふ小時代錯誤の教授法であらう。

第二節 書方の價值

深き考慮の下になさる、書方の學習にはむづ加き價值がある。

一、実質的價值 これ書方學習の直接の價值である。

- (1) 文字記憶上の價值
- (2) 思想交換上の價值
- (3) 実用上の價值
- (4) 學習上の價值

二、形式的價值 これ書方學習の間接の價值である。

- (1) 文字記憶上の價值
- (2) 情性發揚上の價值
- (3) 畜美や養成上の價值
- (4) 手指鍛錬上の價值
- (5) 精神鍛錬上の價值

書方指導に際してはこれを半の價值を十二分に發揮するに至らしめなくてはならぬ。後章に述べんとする書方指導の豫定も指導の要點も共に書方科の目的及び價值の具体的實現の実際の方策に外ならぬ。

第三節 書方指導者の意見の確立

何れの学科にあつても指導者の意見の確立は該科の指導上必須の要件である。各科の要旨は單に該科の形式的目的を掲げたのみでこれが解釈は時と所と人によつて相異があつて然るべきである。これを讀方教授の変遷について考ふるも素讀の時代より、讀みと意義とが時代と共に経て形式尊重の時代に移り、今や表面的研究の時代に入り其の學習の目的は著者の言語や文字文章を意識として、自己の成長生命の創造を営ませるためにである。

と解釈するに至った。書方に於ては未だ讀方に於ける素讀時代の域を脱してみたい。しかも未開の書界に更に一段の障壁を築くものは硬筆毛筆の对立である。書方の指導者はこの末開の荒野を開拓せんがためには先づ硬筆対毛筆の問題に対して確然たる意見を有すべきである。

一、教則の解釈

(1) 正しく書意美と單に文字の点画の完全なる見端の意味にのみ解するならば、それは本群にのみ要求せらるべき事柄ではない。すべての教科の書家上又必須の條件である。されば本群に於ける「正しく」と云ふ意味は寧ろ「書方にかなへる」の意味に解すべきである。

（2）で向題となるは「如何なる書法によるか」と云ふ事と「硬筆書方に書法ありや」と云ふことである。前向に對しては一流一派の書法によらず一般書法上に論じらる、事項と參照し小学校児童の書方指導上必要なるもののみを取りたいと考へてゐる。後の向題については英國に於て硬筆の使用は極めて新しい事項である、從つて之に對する確実的な書法は未だ発見されてないと断ずるより仕方がない。過日水戸部氏は教育研究特別号に「硬筆書法」を發表せられたことを云ふ事であるが吾人はまだその要旨と同様の機会を得ない。必ずや氏によつて大いに啓發せられる所があるであらうと考へてゐる。然しこそ時に氏の意見が今後の硬筆書法を全般規定する原則となり得るか否かは頗る疑問とせなければならぬ。

吾人の硬筆書法に関する知識は極めて浅薄であり常識的である。然し硬筆書法と雖も毛筆書法と全然相異すべきものないと考へてゐる。兩者の類と異にする点は、一般的に云へば觀筆、腕法、運筆、筆法のある部分であらうと考へる。然も其等は硬筆書方の用具の如まい。

性質上壁、べからざる相違であらうと信ずる。

要するに硬筆書法は現在に於てはないと言はなければならぬ。然しこれは創作するべきもりぢや、「硬筆書家の経験と基礎として集めせらるべきである」としてこれが一定の形をとるまでは相当の歳月を要する事を述べておく。然し實際の指導者としてはこの書法の完成を待つて然る後、硬筆書方に移らうとすることはあまりに云々ある考へ方では易るまい。

(2) 美の意義 書方の要求する美は正確より来る美、即ち正確美と筆力による筆力美の二重の意を有するとの見なければならぬ。正確美は大体に於て客観的にして、筆力美は主觀的である。正確美を發揮するに就ては硬毛何れも同一なりと信するものである。筆力の美に關しては硬筆は用具の性質上、毛筆と同日に論せられなく、松本博士は書及書方の研究に於て支那の書は藝術として發揮し、西洋の書は實用上のものとして發展したと述べられてゐる。思ふに支那の大字と西洋の文字との相異は書写用具の相違から來た当然の相違であらう。從つて硬筆と云ふ西洋の文字によつて書写された漢字及び漢字より轉化したる假名が藝術品として取扱はる、かどうかは斷定する事は出来ぬ。

終し書に於ける美の意義とかの掛軸又は額面の揮毫より来る美の意義と同様に解し、硬筆の書きに依つてはかかる美を感じる事が出来ないと言ふ小爭を理由として毛筆の存置を論ずる者ありとすれば、これ又大なる誤謬と云はざるを得ない。

女高師の橋本慶一氏はその新刊「和漢書道史及書論」第五章書道革命提案の章下に物質文明の癡的窮屈と痛論して、書道の藝術的價値を高潮し、國民思想を最良の方法は書道の振興にありと述べられてゐる。而して硬筆に廻しては「率直に云へば硬筆書道など名

称をつける價值はない。実用のみから割合されたものであつて藝術的價值は殆んど皆無である」と断じ一轉して「藝術的價值の更にない、硬筆習字を社会で或程度普及求めてゐる影響を受けて新しがりゆの小学校では大半の指示訓令も無いのに大半硬筆習字などを諒して実利本位無味乾燥に化して草い児童幾百万の魂のみえどひからばさしてしまはんとしてゐる」と毛筆書道のため萬々の氣焰をあげて硬筆習字も生活上必要と認めたなら別に硬筆の手本をも書方の手本の中に挿入して教授の基準を示すがよりしと述べられてゐる。

硬筆手本の國定は吾人も後に述べんとする点であるが、硬筆使用と學なる價值がより言ひ、大部首の指示訓令もないのに大半硬筆を使用してゐるに似た兒解はどんなものであろうか。吾人とは雖も毛筆の藝術的價值に關しては大いにこれを認めむ。然し小学校に於てこれらを一遍僅かに一、二時間極めて不用意に課せられつゝある毛筆教授に幾許の價值があらうか。精神的藝術的價值の發揮の手段として毛筆書道と高潮せりよ、ならば書道に対する評論からざる言瀧がある。又か、藝術的立場を中心として毛筆書道を高潮するなら、は頗る小学校に於ける書方教授問題に触れないでほしい。

要するに硬筆の書は美と發揮する点に於て毛筆に劣る事は吾人と雖も十分にこれを實認する。然し吾人は用具の使用よりしきと得たならば美としての相当の結果を收め得ることを自信するものである。英國に於て硬筆の書家として何人を立ぐべきかは論者によつて所見せざるにあらう。吾人の所見によれば羽田氏の「新式ペン習字法」・黒澤氏の「趣味のペン習字帳」・三浦氏の「ペン習字帳」に於て、毛筆細字の和歌の筆蹟と対象してあげられたるペン書の如きは硬筆書きとしては美と相當に發揮したものと考ふるものである。

現在刊行せられてゐる小学校用硬筆書方練習帳の筆蹟は何れも児童の書写と容易なりし

めんがために極めて注意深く揮毫せられたもので教としては整つてゐるけれども、硬筆書方の初步のものでこれを以て硬筆書方の究極點であると考へては居るまいと思ふ。或人は硬筆練習帳を見て「これでも書と云へるであらうか」と嘆声を漏した人さへある。吾人もこれには同感である。現今之硬筆練習帳からは何等の美を味ふことが出来ない全く骨ばかりであるとまひたい。累言多謝

(3) 速の意義 小学校に於ける書方の有力なる目的が実用にある以上速書と理想とする事は当然である。然しこに注意すべし一二の事項がある。即ち児童としての自然な放任すれば速書をなすことを事である。故に速はその前提として「正」と「美」の二要素を具备せしめなくてはならぬ。從つて正と美との要件が相当に具はるにあらざればこれと急がずことは禁物である。又字体より云へば楷書は原則として速書を要せざる書体である。故に速書は行書がかつた楷書、行書及び草書に要求せらるべきものと考へなければなるまい。若されが此意をかり多く發揮し得るかは吾人の論を待つまでもあるまい。

二、國定教科書書き方手本に就きて

現今小学校に於て毛筆使用を余儀なからしめてゐるものは國定書き方手本の存在であらう。毛筆存置論者の中には明かに手本の存在と理由として毛筆は廃し得べからざるものと考へてゐる人々へある。然しこれは明かに誤謬である。前にも一言せる如く小学校令及び施行規則は書き方の目的及書体について規定するのみで其の方法は實際教育者に一任してゐる。從つて書き方手本に関しては明かに小学校令施行規則第一章第五節第五十條後半に「國語、書字方、算術、理科、図画ノ教科用図書及び小学地理附圖へ學校長ニ於テ之ヲ児

量ニ使用セシメザルコトテ得」と規定してゐる。若し毛筆を使用するならば現行書キ方手本は不可缺のものであらう。

しかし硬筆書キ方を課する場合には現行書キ方手本は其の存在の意義を失ふことになる。そしてこゝに新に硬筆書方を採用せる場合に於ては書キ方手本を如何にするかの問題が起り来る。而して一般の教師は極めて書教繁多なる小学校に於てこれが方策を立てんとすることは頗る困難である。

從つて現今坊間に販賣せらるゝ、數種の練習帖を求める。然るに其の練習帖たるや上述の如き状態にある。かくて一般教師は硬筆書方指導を痛感しつゝ、未だ適當の材料を得てゐない、自ら考案せんとすれば現今的小学校の費用を以てしてはこれを実現することが出来ない。此に於てか吾人は当局に向つて最も適当なる「硬筆書キ方手本」を國定せよと總叫しえければならぬ。國家が教材に対する規定を与へないことは或る場合却つて實際家に好都合の事もあるが、硬筆書方の場合まことにそれがたゞに教師の立場に迷はしめてゐる。

三、文字の大きさ

小学校に於ける書方學習の最後の目的は日常必須の大字を正しく美しく且つ速かに書くにあることは前に述べた。從つて指導の上に於ても細字の速書が最後の到達点となることは明瞭である。文字の大小は第一に用具の規定を要くることは云ふまでもない。そして硬筆書方於ては所謂細字と書写するものであると言ふことに異論はない。然しこゝに注意すべきは大字の大きさを爲する場合に於てはその字大きさの標準を定めねばならぬ。吾人の便宜そつ標準を最も多く使用されつゝある半紙判十行二十字詰の東禍用紙の方眼にすきたい。そして小学校に於ては凡そ三段に分ち初学年に於ては実用の方眼の約倍大として漸次縮小

して実用のものに近づけたいと思ひ、字詰、方眼の大きさにつきては後に述べる。

今述べし如く硬筆に於ては最初より所謂細字の書写と余儀なくするのであるが、實際指導の場合にはこれを擴大し、運筆、整齊等を明瞭にすることは当然取らなければならぬ。方法である。然し毛筆大字を主張する人の注意すべきことは毛筆の大字、細字を練習すべきは硬筆の如きは指導の必要はなからう。(大検書キ方科の某記者はこれを述べてゐる)。と云ふ考へ方である。これは一見真理の様に聞える。即ち向來、結構、運筆を授くる上は便利、児童の筋肉運動に適し、正しい姿勢と掛け易いと云ふ点から考へられることである。然し大字の書写に伴ひ筋肉運動は肩関節を中心とし、細字の書写には臂又は腕関節を中心とする。故に大字書写の筋肉と如何に練習しても、其の效果は細字書写筋肉に轉移するのではないか、云々ではない。こゝ等は実験的心理学によつて明かにされてゐる。故に大字の練習は細字練習の基礎とならぬ、と云ふことは注意すべきことである。

四、硬筆対毛筆論一般

本問題に就ては草原氏「実驗硬筆書方教授法」立の「硬筆書方と毛筆」の章下に、毛筆廃止論、硬毛筆否論、各方面の学校の書方系統案を比較し、最後に硬毛併用論と主張されたるのと参照されたい。又硬筆書方研究会の「硬筆書方研究錄理論篇」は審に硬筆の必要と效果を述べ次つ如く結論してゐる。「之を要するに書方と毛筆より硬筆に入れかへると云ふことは、法令上から考へて当然であり、教育能率の上から云つて切実であり、國民経済上から云つて利益があり、國民衛生上から云つて急務であり、管理上から云つて誠に都合よく、美感の上から云つて児童に実際的である」と。

硬筆対毛筆論については是等の書を一読されたい。吾人は之を詳論する煩とさけて次に

硬筆運用の根本的理由の一、ニをあげたい。

五、硬筆運用の根本的理由

吾人は毛筆が東洋固有のものであり、我國文化に貢献した偉大なる功績と思はぬではない、然し翻へて思ふに古来我國に於て毛筆が目標に重んぜられたこととは毛筆以外の善良なる書写用具と所有しなかつたからであらうと思ふ。然るに今日この學習に侵入する新用具が渡來した場合に何を苦しんで不便なる用具と使用する必要があらう。更に我國の文字について考ふるに、片假名、平假名、漢字あり、書体に楷行草三体があり、これが書写用具に硬筆があり毛筆がある。その豊富複雑な筆は立場によつては誇りとするに足るであらう。然しこれが書写で會得し、この用具を裏の如く使用するに更して幾何の能力が消費されつゝあるであらうか。これとアルファベットと數字とと硬筆のみによつて書写しつゝある歐米の國民に比して累して幾何の難易があるであらうか。こゝに國字改良の問題も伏在してゐる。然しこれは本研究當面の問題ではない。然し吾人は深き考慮のもとにこの複雑なる文字と二重の書写用具につき研究し學習の單純化をはかり、文化の發展に有効なる貢献を致さなければならぬ。この學習の單純化を第一になし得るもののは書方科に於ては毛筆の廃止をすゝめて外にない。これ吾人が硬筆運用を主張する第一の理由である。

次に三筆書方の練習は一週二時乃至三時である。場合によつては家庭によつて練習されぬ事もないではない。而して書方に対する余程の興味と有する教師に与らざる限り、種々の事情のために削らるゝ、教科は恐らく書方の時間であらう。そこで正規に課せらるゝにしても始んど無指導の練習に終つてゐるのはあるまいか。由天書方に於ける練習とは筋肉

運動に方向を与へる事である、然るに一週二時乃至三時の練習によつて筋肉運動の統合が達成得るであらう。これに反して硬筆は一般學習上必須の用具である。児童がこれと好むと好まざるとど向はず是非とも使用せざるを得ない用具である。さればこの方面に正しき指導を与へて、日常練習の骨子とする事は最も当を得たものと云はなければならない。故に練習の意義を完かにするものは硬筆の指導を指して他にこれを求むることが出来ぬ。これ吾人が硬筆を主張せんとする第二の理由である。

六、硬毛併用論について

硬毛併用の仕方には色々の場合と想定することが出来る。

- (1) 標定の裁定時間と適宜に二分して併用させるもの。
- (2) 学年によりて併用せんとするもの。(低学年にては硬筆單行、高学年にては硬毛併用をすすめる)
- (3) 標定書方時間は毛筆のみを行ひ、硬筆は讀方に附帶して併用をはかるもの。
これ等の何れもが、傳統的な毛筆書方の殻を破つて書方指導の新方向を見出さうとするが、努力の結果である事に対しでは歎意を表さねばならぬ。然し冷静に考ふるにこれ等の所論は極めて困難にして莫大の弊はあるい方法である。毛筆書方を存置せんがために硬筆書方と讀方に附帶させ様と云ふ企ては妙策ではあるが、一般向では無い。何となれば教師が眞に書方の價值と興味とを解してゐるならば或はこの方案は功を奏するかも知れぬ。然し讀方の時間は現在に於ても尚不足する位種々の作業が羅列してゐる。こゝ上、書方へ單なる書写の意味ではある、までもこの時間に指導せらうと云ふことは殆んど不可能である。兎も角も墨鏡一鬼を得まい。論者は又主張するであらう。書取となさない読方

指導は考へられなく、故に書取の時に書方の指導となすべしと。然レ書取に於ける書字と書方の指導とは其の当初に於て混同すべきものない、この両者の相違を明瞭にしてゐない指導者は毛筆に於ても結局標指導に近い書方を課して居るヒ推定してよからう。

吾人の所見によれば、書取に於ては該教材の理解と助け、新大字の字画を確實に心得する事がその目的であつて、運筆、整形等の如き書法的作業はその中で目的ではない。書方科に於ては前述せる如き意味の正へ書法にかゝつてみると云ふこと「美」正確実と筆力美とを其の中びとし、進んでは正、美と是補せらる速をその最後の到達点とする。読方の書取の時間にからした取扱が可能であらうか。若し人ありてこれをなし得たとするもその場合は読方科の作業時間を侵害せなくてはなるまい。

更に前節にも述べし如く書方不振の原因は書方それ自身の系統を有しないと云ふことである。又硬筆書方を読方に附帶した場合果して書方固有の系統によつてこれを指導する事が出来ぬであらうか。吾人は之を不可能と思惟するものである。かくて書方を読方に附帶させる案は何れも取るも頗る窮屈の策と考ふるものである。

ある論者は硬毛何れと單行するもそれは極端であると云ふ主張より作用を論ずる者がゐる。毛筆單行の極端であり時代錯誤であることは当然である。然し硬筆單行は極端ではあらうが時勢の進運上寧ろ当然である。論者は又言ふであらう、「毛筆も尚相當に実用上の價值なり」と。然し児童の学習生活、教師の作業公文書等隨に至るまで、現在毛筆が果して幾何の貢獻をなしてゐるか、今の実社会の実用上毛筆を使用しつゝあるが如き事は到底無事に順應することは出来ぬ。論者は更に云ふであらう。「小学校に於ては実用のみを重んずべきではあるまい」と。吾人はこれに答へて若し人ありてこれをなし得たとするならば之は読方科の作業時間を侵害せなくてはなるまい。

他の教科に求めよヒ六はう。之を要するに硬毛併用は練習の意義を漫却するものであり硬筆書方を読方に附帶することは兩教科固有の價值を侵害すると思惟するが故に吾人はこれに與することが出来ない。

七、書方廃止論につきて

書方廃止論のよつて立つ理由につきては、凡そ二つあると思ふ。一は大字は姓名を読すれば足ると云ふ筆筆者の自暴自棄と、他は書方指導の放任と憤慨する自暴自棄のそれとであらう。吾人は後者を意味の廃止論者に對して尊敬と同情とを表したい。そして次々と如何明言したい。「何等の研究をなさず、何等の指導を与へざる書方であるならば、硬毛の如何を向はず、これを特設する必要を認めぬ」と、

然レ吾人は本科の教科的價值を認める。そしてその研究を必要と思惟する。従つて有馬なる指導の必要を痛感する。かくてこそ吾人の方研究問題はその存在の意義を得る所以である。八、教師の筆讀及び書法的智識

前項に於て教師の確立しあげて重要な意見を述べたと思ふ。次に吾人は教師の筆讀の良否と書法的智識の有無、多寡を考究しなければならぬ。書は科学であると共に模倣藝術である。日々校書する、教師の筆讀が如何に児童の書寫上に暗示を与へるかは思半ばにすぐるであらう。かくて教師は其の筆讀の修練を必要とする事は本ひまじもない。他の教科に於ても教師の研究的練習が児童に反映することは吾人の實際に目撃するところである。筆讀に於ては無意識的に要くる暗示が如何にも大い、能筆は指導す。唯一の武器ではないが重要なる武器の一つである。

然し更に考へなければならぬのは能筆教師の受持——取へて受持と言ふ——の下にある

児童必不可少の書方訓練の佳良を保証することは出来ない。こゝに適當なる指導が加はるか否かが重要な問題となつて来る。市役に於ける相当知名の某校長の言に曰く「〇〇訓導は字は甘いが指導がなつてゐない」と。こんな類は屢々遭遇することであらう。これに反して石筆の能筆でなくとも眞面目に書を研究し、適切なる指導の方法を講じ書方の訓練を相當にあげ得べきことを確信しなくてはならない。そして多くの場合多くの教師はこのタイプに属すると思ふ。故に示範的能力の優秀と適當なる指導方法の研究とは相俟つて書方指導の功を完ふするものである。

九、硬筆の範囲

森永氏はその著「実驗硬筆書方教授法」の巻頭に硬筆の定義をあげてゐるが吾人は今更此に定義等と試み様とはしない。然し小学校に於ける書写用具には鉛筆等の外に初学者の初期に於て石筆が使用されてゐる。石筆石筆の使用可否については米國の小学校等にても多少の問題になつてゐる様である。我國でも多少の考慮が講はれてゐる様ではあるが當傳統的な考へ方から使用してゐる向が異なるやうに思はれる。吾人の社機な調査によるとその使用を可とする主なる理由は

- 一、經濟的である。
- 二、管理上都合が多い。
- 三、進歩が著しい。
- 四、あやまちをすぐ正せる。
- 五、要約される。これに対して使用不可の理由としては
- 一、非衛生的である。

二、自己の筆蹟を止める事が出来ぬ

と云ふ二箇の理由があげられた様である。吾人は更に左の数項をあげて其の不可を主張しなくてはならぬ。

- 三、不經濟である。何と云れば石板使用は僅々二ヶ月に止まる。そのため特に特別の用具を使用する事は不經濟である。更にその破損し易いことも不經濟の原因である。
 - 四、書写に悪い習慣をつける。堅い板に堅い石筆を以て書くのであるから強く壓えつけの習慣をつける。これ後に鉛筆等の使用に際し堅え方の強すぎの悪習慣、の素地となる。
 - 五、二重訓練を必要とする。單日用しか使用しない石筆書写訓練をなし、次に鉛筆を使用せること無駄なる學作である。
- 以上の諸理由によつて吾人は石板使用に反対したい。附って吾人の硬筆なる語は鉛筆及びペンを意味することを明言しておく。
- 米國に於ては多くの黒板を教室に備へつけナヨークにあり、手の運動その他の書写の練習に供するところの書物に記されてゐるが、大體運動及び手首と紙面に接しない練習には好適で万能だが、現在へ如く非衛生的な黒板及び黒板拭きこれを実行させることが児童に適当であるかどうかは余程考察しなければなるまいと思ふ。こゝ向顧につきては練習方法の項に詳しく述べたい。
- 以上の考察よりして吾人の意味する硬筆は鉛筆ヒペンの二種となる。而して鉛筆はペンへの過程として使用せんとするものである。

第四節 硬筆書方學習材料

現行書字方手本が硬筆指導に不適當なる事は前節に於て之を明かにした。國定硬筆手本

の出現は程速いであらう。こゝに於て硬筆と採用せんとする場合には先づその教材について十分なる考察と遂げ適当と信する教材の制定たゞと致さなければならぬ。

一、教材の選擇

學習材料選択の一般的要件は前編第二章第二節に之をあげた。されば本項に於ては書方に於ける學習材料選択の要件と云ふやう。

書方と諸要素を授ける模式的の文字たること。

曰常多く用ひられる文字たること。

書方意味を涵養するに足るもの。

児童の発達程度に適合するものにすること。

内容はなるべく思想を表はしやすくも道德上弊害なきもの。

假名は平假名片假名を選ぶこと。(須知の實体假名も入れたい)

手本の書風は僻なき学び易きあり。

(18) 書体は楷行草の三體をとること。(草書を取り入れる事は一見法令に反するかの様であるが決して然らず明治四十年三月の文部省訓令第一号にて「尋常小学校五年の教科目は概ね高等小学校第一学年第二学年の教科目と加へられたるに過ぎず」とある。故に五年に於て日常使用する、草書は之を取り入れて差支ない。絶対なる草書と云ふよりも行書体を多分に含んだ草体ととりたい。この考へは吾人の独断ではなくて齊藤氏は実験書方教授法第五章にこの意見と述べられてゐる。

(19) 字大は実用と標準とし稍大なるものの(実用文字の大きさは前述の如く半紙版十行二十字詰の方眼中に書かる、ものと云ふ。)

以上により學習材料の選擇標準は決定された。然しこれの中には矛盾せる幾多の項目を見出すであらう。そつ矛盾せる場合は第一項の「書方と諸要素を授ける模式的文字」と第四項の「児童の発達程度に適合するもの」と云ふ二標準に照しこれを決定しなければならぬ。

二、教材の排列

過去に於ける書方不振の原因につきては論者によりて多々あるであらうが其の要大な一原因は教科書の不備に存するであらう。

無論國定書方手本の編輯については相当の考慮と排はれてゐるであらう。然しこれを表れた結果について見れば殆んど全く読み方に於ける文字詰句を抜革し、あまりに思想系統を重んじ過ぎてゐる。そして本科固有の系統——云ひ得べくんば書法的系統を撫視されてゐる様である。これ本科が一般に読方の附帶作業と見らる、原因でより本科不振の最大原因之一である。従つて過去に於ける書方の研究は主として國定書方手本の教材と金科玉條とした、其の部分部分に於ける指導方法につき云々考へるのみで教材そのもの、纏つ系統り、如きはあまりに考へられてみよかつた様である。又國定手本のみによつてはこの書法的系統は見出され得る筈もないであらうが、これ從来書方研究がなされたにも拘らず其の成績と並げ得なかつた堂大な理由であらう。

此の書方固有の系統につき注意を拂はれたるは、吾人の寡聞を以てすれば水戸部氏と山口、西田の数氏にすぎない様である。

水戸部氏は毛筆に向するものではあるが書き方手本の活用のために各教材の間に基本的教材の配置を左へ書方教授の実際的新主張の一〇五頁以下に於て運筆練習用文字、間架結構用文字、及び各材料の組合せ実例をあげてある。一稍々本科固有の價值を發揮するに努

ひられてゐる。この案は初等教育研究会編の書方教授細目に採用されてゐるものでせう。局
知つ事実である。然し吾人はかの教授細目によつて書方固有の系統を看取し得るか否か頗
る危惧に堪へたい。

山口、岡田兩氏の「書方教授の研究」これ又毛筆に関するものであるが、その研究は本
科固有の系統のために萬丈の氣焰をあげたものである。吾人は本研究の当初に於て「書方
系統の向上を國々には書方固有の系統によらなければならぬ」と思、惟し次に「如何にして
之を系統づくべきか」の問題に對しては自己の書法的知識の余りに皆無なるに茫然自失せ
んとしたものである。この苦悶を打開して一道の光明を暗示してくれたものが實に兩氏の
研究である。

兩人の研究中最も吾人の敬服するものは筆法排列表へ九。一九五頁」と結構排列表へ一
つ六一一二頁へあるが、其他の事項に於ても本研究に貢ぶ所頗る多く、或る部分は全
部借用した部分もある。然し前述せる如く本研究は毛筆に関するものでありその排列され
た材料が旧読本のものであるからこれを新読本より取り去り、これを中止にして見書きの容
達の程度と教科の思想的系統とを適度に搭配したならば書方教材として眞に萬能のものを
得るであらうと信するものである。この事じたまには吾人は文字を今少し直覺的に分解し
得る能力を養ひ、新読本の教材を書法的見地より自由に取り扱ひ得るに至らねばならぬ、
と思ふ。本研究の發表までにはこれが実際案を掲出するまでに至らないことは吾人の極めて
遠慮とする處である。

山口岡田兩氏の真摯なる研究に對し望蜀の望と云へば教科そのものゝ系統の外に更に指
導方法に対する系統をも得たいと言ふ点である。

参考として山口、岡田兩氏の筆法排列表、結構排列表中硬筆にち採用せらるべきものと
挙げて見らう、實例として挙げられる文字は旧読本によるものなる事を注意せられたい。
(1) 筆法排列表

準備時代筆法排列表	黒画名稱	側	側
波	角	口	尺
大水	大ハ	天本	戈
アサカイノソラソツ	急	道通	遠近起遊
人足太次父米麥采答校	北船	天大戸春尺丈	谷松斧習杉
内間角肉身門開閉	鍛鐵織	第弟住候待役後	野手奉停
物切勤勵勵	天大戸春尺丈	才水木	ニサモナ上下土五
左右今石少	急	父弟波	トミマシン木
代機械我	子	方音玄七大豆正	一
思忠心必志		東村小來糸	尋
			二

理解時代筆法排列表	
金錐	シン
點画名稱	尋
梅球	三
龜頭	四
杏核	五
梅仁	六
寶針	七
懸枝	八
鳳眼	九
浮毫	十
毛	十一
鍊時代筆法排列表	波
寒雲	學
氣帆	骨
神仲	波
翠峯	深
斗針	軍
景精	官
京	宮
真兵	宮
貫立	宮
金釜	宮
文字	宮
亢空	宮
金釜立	宮
尋	宮

言金系參內肉月邑扁扁扁扁扁
新蜀冠扁扁扁扁扁扁扁扁扁
練經修練練練練練練練練
胸腹臟肺勝防際
蓄苦葡萄
節葉
安寧宇完官
通達返
形須
國畫
海國圖志
銀鉢
詩課詠讀謹謹謹謹謹謹謹謹謹
鍾談訪談談談談談談談談
結約經紡織織織織織織織織
陶除花茶筵巡逐園

西氏の著には尚勤勲、平勤、多筋があげられてゐるが硬筆の場合には彌勤、懸針の場合と大同小異であるから吾人の独断にて省略した。

(12) 結構法排列表

分派派蓋下大殊審三三下上下上	匱捺勾下下寬覆体体停合平平占占	究空習寒 衣賓夏 尋行明 朝銅桐机 御蠟纘 葉急憂宗 供醫 口山大斗工	三望書墨 天大春美 金台會 谷茶金亮 錢
愛買學寶 義恭最最 行得 相轉 灑衛職箭 賣革粟 織製織擊 六小工上 官家官軍 元大天 金會 濟 參參	行 義 密實賣舞 湖街術術 參草蓄 警驛屬 公下士工立 軍宿害寶 大奉養美 金合全 累充茶 食充養 重臺善事	行 義 密實賣舞 湖街術術 參草蓄 警驛屬 公下士工立 軍宿害寶 大奉養美 金合全 累充茶 食充養 重臺善事	濟 湖街術術 參草蓄 警驛屬 公下士工立 軍宿害寶 大奉養美 金合全 累充茶 食充養 重臺善事
鮮 美 賢雪學 測 口ニ 軍	參茶會 參茶會 參茶會 參茶會 參茶會 參茶會	鮮 美 賢雪學 測 口ニ 軍	鮮 美 賢雪學 測 口ニ 軍

西氏の著には平假名、片假名、行、草につきての結構法は示されてゐる。恐らく假名は概形法によるべく行草の結構は楷書の熟達の必然的結果として可能とされてゐるのである。

右左右左讓讓俯西對忤斜承地讓偏長短斜正	占占小小右左仰平体体勒上載直体体体体	結構名稱 來本水東 夕方 西白四 魚毛 里皇 六木	尋 三
池流役觀 激松 鯉絹張 弱弱 聞北 平車筆市	切即針都 神持紙時 鳴蝶吹 次程	尋 四	血 名 包 平羊中羊 皇區正 父火文更 世北地
問門簡間 敏強殿報 鷗包地魄 漱切却鄭 姊嫁仲清 船組 裁配勤眾 講演福機	次程 次程 次程 次程 次程 次程	尋 五	無水米 本水來 步方 本水來 色 具渴胃 卒平半辛 至直 父交火
闕卯關 體頭 砲完 奇都印 塔呼 和知 啟動最致 授放燎燒	闕卯關 體頭 砲完 奇都印 塔呼 和知 啟動最致 授放燎燒	尋 六	田 夷 半帝 夷員 木正東水
役獻和攻岬 新婦 短世羽絲 交非 交非 田	役獻和攻岬 新婦 短世羽絲 交非 交非 田	尋 七	

三、鉛筆書及びペン書の配当

(1) 鉛筆書方

鉛筆書方は尋一の書寫作業の始ると同時にこれを含科式によつて指導するが、もいつ書方と云へば直ちに大字を書くことの指導と考へるは一般的の考へ方である。この考へ方から云へば吾人の考案は頗る空飛に考へらるゝかも知れぬが吾人は必ずしも尋一の初期から文字の基本点画の様形や配字を取扱はうとするのではない。児童の学習の姿勢、執筆腕法がまだ何等の習慣を有しない以前へ学校に於ける一に書方作業の基礎たる姿勢、執筆腕法、手の運動を十分に注意したい。従つてこの場合書寫は自由に任せ何等書法的な制肘を加へない積りである。

從来の如く第二學期より書方を始め、この時から姿勢執筆腕法を八益しくよかことは自己にあさい。児童は第一學期に於て最早姿勢執筆腕法に於て相当好ましからぬ習慣を作りかけてゐる。吾人は大いに此に意を致し書方の指導も入学の第一日よりこれを行ひべきであると云ふべ持と以つてこれに臨みたい。

かくの如くにして第一學年第二學期より定められた教材及び指導の要點に着眼しつゝ第三學年の終りまで鉛筆書方の指導を繼續したい。

(2) ペン書方

吾人はペン書方を第四學年から課したい。四年年に至りてペン使用を早々んとする吾人の全てには種々の理由があるが其の主要なるものと云ぐれば

(1) 由来鉛筆書方は硬筆書方としては便宜上のものであつて窮屈の目的では多い。能くべく人は尋一の初期よりペン書を課する事が必要であるが筋肉運動の粗雑にして、注意力

- (1) 対尋常四年生にては筆記作業を伴ふ理科が新に課せられ、尋常五年以上には更に地理歴史が加はる。これら等の筆記作業の慣習を發揮する上から云つても四年生よりペン書方を課してこれが目的と定めさせしむるに好都合である。
- (2) 吾人の案によれば第四學年は楷書及び假名大文字の消々然とする時期である。故にこれでペン書にて指導することは硬筆書方を課すより上から云つて当然である。
- (3) 吾人の案によれば第五學年よりは楷書の外に行草へ行書に近い草書、行書、草書の混用、何れの意味に解してもよい。反復頻繁なる章体假名、若干の連續体の大字と附加する關係上、第四學年よりペンの使用になれしめておくことが必要である。
- ペン書方を始まる最初に於ては用具の集落用途、及び鉛筆書方の特と類と異にする鉛筆書の方向、運筆のやがまへの相違につきて指導し良習慣を養ふに相当の苦心をしなければならぬ。

この時期に於ては鉛筆使用は他教科に於ては如何にするかも考へなければならぬが、理想としては全学年用ひさせたい。然しペン書には不適であり、算術の計算考査には使用でしあり、筆記保存の必要も認めないから鉛筆使用を許し、續方、理科、書取には必ず一学期位は鉛筆、ペンの併用を許し第二學期頃よりペンのみとしたい。この注意を怠り一般教科の書寫作業には鉛筆を使用し、書方の時間にカス・ペンを使用せしむること

は恰も書方の時間にサミ等を便用して他教科の時間には硬筆のみを使用させると云ふ様
某の書方の如く練習の意図を失ふものである。

(3) 教科課程案

指導年限	書速		正書(美)		種別
	片假名	漢字楷	片假名	漢字楷	
平一	書	漢字楷	書	漢字楷	季二
平二	書	漢字楷	書	漢字楷	季三
平三	速書	上	平假名 漢字楷	平假名 漢字楷	季四
平四	書	上	草書	草書	季五
平五	速書	上	平假名 漢字楷	平假名 漢字楷	季六
高一	上	同上	上	同上	高一

上の方針に参りて

ある。一は成績の保存、反省のために、一は用具の簡単化のために。

卷之三

既刊練習形式には種々あるけれども、古人は水戸部山案の形式を最も可と言ずる。氏の練習形式設定の條件は左の如くである。

- 練習の場合は左半分は横書きに、右半分は縦書きに書かしむる様仕組むこと。

(1) 骨書を刷入ること

骨書を刷へれてその上を渡書きせる部分と手本により臨書きしむる部分とを適当に組合はすべきこと。

(2) 横書きと直書きとを適当に組合はせて手本につきての練習から漸次児童自身の獨立書きの方へ導く様に仕組むべきこと。

(3) 更に吾人はこれに左の条件を附加したい。

(4) 教科書を通じて同一の材料を學習せしむべき基本文字欄を設くること。

基本文字は前述筆法、結構法能列表による数個文字とすること。

(5) 更に玄未得べくんば中べとなる材料を別の色にて印刷して注意を喚起する様にした

(6) 應用欄清書欄の後に当該學習材料にて指導されし章項の應用として既習文字ノ類字等を想起しこれが書寫練習をやすため。

(7) 手紙、證書等書式を要するものはこれに従ひたい。

(8) 練習形式の行数及び字詰

ちたい。

學年	方眼	字説	行數
尋一、二	一、五種	一一	八
尋三、四	一、二種	一五	
尋五以上	一、種	一七	
		一一	一。

- (3) 署について
署につきては水戸御氏は三段に分たれてゐる。

110) 111)
機又は横のみの署
無署

吾人もこの見解に従つて署の写る者あり漸次署なきものに進みたいと考へてゐる。

(4) 練習形式印刷上の難点

練習形式は以上の考案の外如何様にも設定せられるけれどもこれを印刷することは一学校としては到底これと企図することが出来ない。由つて本市の如きに依つて各学校の更捗を輕減する上から云つても、適當なる機関を設けてこれが模範となる調査と並げ本市用の硬筆練習帖を設定し近々持牒に於ける國定硬筆書方手本の範を示したいと考へてゐる。

然しこれが実現もにはかに望めぬいとすれば各学校の好に應じて既刊教科の練習帳より選擇するか、それも學校により不可能とすれば上述の行数字帖によりて手本欄のみを體字してこれが指導に任ずるより余がないであらう。

第五節 書体につきて

書体については前節にて少しく述べておいたがこゝに今少し詳論したい。尋常一年より尋常四年位までは書寫の基礎を作るものであるから無論楷書によるなければならぬ。従つて児童の程度に應じて遠書となさしめるに至つても楷書であるが故に左様に早く書ける苦はない。この時代は急がせるより寧ろ正確に書かせる事がより必要である。然るに五年以上に於ては書写作業は一層多々とかへ、到底然々としてこれを書写することは出来なくなる。此に於て書方に於ても楷書のみを取扱つて居ては到底學習の實際に添ふことが出来なくなる。さればこの学年よりあまりに困難でない行書凡の草書を加へ、或は独立の文字として、或は連続体を授ける様にしたい。

小学校令発布の当時は未だ毛筆萬能の時代であった。前筋に述べた如く用具の指定はこれをしてはゐないと言つても大体に於て書方は毛筆に限られてゐた。從つて其の學習材料も毛筆を以てしては尋常小学校(四年)にては楷書、行書以上には出でられなかつたであらう。然し尋常小学校は六年に延長され、毛筆を廃して硬筆のみとすることになれば、楷行草書体候名までも書方の中に指導する事は在程困難でなく、法文中にも何等戒諭あるものではない。

こゝに注意すべきは行書と草書との限界如何と、如何なる草書を取り入れるか書体候名は如何なるものと取るかの問題である。

書體によれば楷行草三体の変遷は草書より楷書に入り、草楷の中間にとりて行書があらはれたもので行書は最後にあらはれたものと云はれてゐる。(橋本廣一氏「和漢書道史及書論」一四頁参照) 故に楷に近きものと楷行と云ひ、草に近きものを草行と云はれる位で書の体から云へば行書は極めて不安定なものと云ふことが出来る。故に草書行書の限界

は極めて漠然たるものである。

特殊の研究をとげたる書家に於てはすべての太字の楷行草三体の書き分けは可能であらうが実社会の実用とまかからずには同一の書寫物中に楷行草の三体が混入してゐる事は珍らしくない。小学校に於ては書方として取扱ふ場合には便宜上楷行草別々に取扱はる事であるが、他の書寫作業には迅速と要するため混用されて居り、又混用されても何等の差支はない。然らば五年以上には書方に於ても書体の併用をなし書方作業に変化あらしむる事が必要である。この場合に取り入れらるべき、草書はなるべく一般的な読み易いものとしらねばなるまい。吾人は前に述べたる行草の程度にしたいと考へてゐる。この実際問題に當しては相当の考慮と一般的の承認をも経なければならぬものであろうから後日の研究に待ちたい。吾人は児童の姓名、著名なる地名、東京市足町名、学科名、学校用語、教科書以下の文字中通常草書として使用する、太字の草体と附加して指導して居る。これを取扱ふ場合には楷書と草書との運筆の相違につき示範しなければならぬ。三体運筆の相違に関しては水戸御氏書法及び書方教授法一六六頁に評論されてゐる。変体假名及び假名の連続体につきも適当に指導すべきである。

書体の問題とは稍異るが文字を迅速に認めるとき上から下へば墨字の使用は又指導上看過する事が出来ぬと言つまでもなくこれにてもすべての略字を示すべきものではなく、日常使用する、ものに止めなければならぬ。そして実用上は前述の三体及び墨字、平假名、変体假名が混用されてゐることに注意して指導されなければならない。

次に平假名の取扱ひは從來尋常二年よりなすことに大した向題でなかつた様であるか、

尋常二年の児童の筋肉運動として果して適當なものであらうか。吾人の所見によれば尋常二年にては眞に平假名書字は不可能と思ふ。これは吾人の独断でなくてある毛筆論者は平假名を四年から課せんことを説いてゐる。眞に卓見と云ふべきであらう。吾人は一般の慣習に墨書き本との聯絡上これを二年より論するけれども専くともこれは楷書の指導の端につき、文字の何物たるかを解するに至り、草書の指導に移らんとする第四学年に於て再び取扱ふべきで可らうと思ふ。その方法としては平假名の根本となれる漢字の楷書、草書を对照して指導し、第五学年に於て取扱ふべき草書、変体假名との聯絡をも考慮の中に入れたい。

以上の書体の混用は主として社会の実用を中心としてこれに應するための方策として論じたのであるが緊急な問題解決は平假名單用か片假名單用か、書寫本、印刷体の峻別か、これ違からざる將來に於て必ず決定するべき向題なる事を此に附言しておく。

第六節 他教科との聯絡

他教科との聯絡とまか事は何れの学科の指導にも重要なことは今更論するまでもない。然しきにも迷らず如く書寫作業はこれを學習の目的として取扱はる、場合と、學書の補助、若くは手段として取扱はる、場合との両面と有してゐる。特別の時間と割当て、乍ら、書方は、書方が一つの目的であるからこの場合は書方それ自身の系統によつて指導されなければならぬ。而して他の学科の作業の一としてなさる、書寫は實際上書方とは称せられではあるが書方の應用と見て取れて差支へはない。書寫作業は殆んどすべての教科に亘つて課せられてゐる。從つて書方の作業はそれ程他教科と密接な關係に於てゐる。故に書方の指導は書方で少く特別の時間に於てのみ取扱はるべきものではない。さればと

てすべての書写作業の場合に筆筆整形配字等を云々せよと云ふ誤ではない。勘くも書方の基礎となるべき姿勢執筆施法は何れの時間にも反省せしめなくてはならぬ。

而して書方の時間には他教科に於ける書写作業中困難を感じた大学につけて反省しながりしてこれが共同の研究と云ふ。又書方の時間に於て指導されたる事項が他教科の書写作業の際に真に諒解されに様な点を反省となすしめては學習の動機及び學習の態度を善良にする様に心掛けたいと思ふ。かくてこそ本科の存在は眞に意義あるものとなるであらう。

第二章 硬筆書方指導の豫件

本章に於ては、一として硬筆書方指導上之豫備的な事項及びこれに伴ふ教師の作業の一概を概論したいと思ふ。

水戸部氏の「硬筆書法及教授の実際」に於ては第五章鉛筆書方教授、第六章ペン書方教授の兩章に各詳細に其方法を詳論されてゐるが、吾人は同一事項を二重に解する煩をさけ同一の項に收めらるべるものにはこれと併せ論じ、別説を要するものはこれを分ち論することとする。

第一節 用具について

用具は経済上、學習上、訓練上重要なものであるから教師はこれにつきて指導を怠つてはならない。

(一) 用具の製法及び用途について

鉛筆書方に使用され、用具、ヤン書方に使用される、用具の製法及び用途については水戸部氏の著第五章第八節及び第六章第九節及び羽田氏の「新式ペン習字法」につくされてゐる。

(二) 用具の選定

用具の選定上の要件、用具の善悪鑑別等についても水戸部氏、羽田氏の著に譲り、此には單にその一二の気付きを擧げる。

(1) 用具は濃密なる用意のもとに之と学校にて選定するがよい。これは大抵の学校にて己にあされてゐること、思ふが其の選定されたものに極めて質の悪いものと往々に発見する事がある。無論経費の問題も考慮の重要な標準となるがそれよりも質の選択と嚴密にせねばなるまい。

(2) ペン軸について。

ペン軸の太さ重さについて色々の事が云はれてゐる。「鉛筆に使ひなれたものは鉛筆と同じ方のものがよい、力を入れないで書く人や毛筆になれた人は鉛筆形のものが一番持ちよい」と云ふものがある。又「軸頭の細いものは一寸持つたまゝの力を入れるに都合よく太えてあるが力がはいりすぎ、てゆくが其の選定されたものに極めて質の悪いものと往々に発見する事がある。」といはれてゐる。次に「軸頭の太いものは疲労は少く字が軽く書けるから一番よい」といふ人もいる。次に万年筆はキヤツアフを外して書くと軽さ、書きにくさからキヤソアフは外さない方がよいといはれてゐる。ペン軸に長らず、鉛筆でも長く使用すると中指の側が非常な痛みを感じる。これは硬筆を使用する場合にあまりに力を入れすぎるからである。西洋人には書痘といふ

奇病がある。これは余り長く書いであると指光が絶えず脅へる放光ださうである。児童にはそん片に数時間も連續的に使用させる事はあり得ないが、ペン軸の大小と疲労の度については意識としても知つておくべきであらう。

(3) 紙について

紙の製法種類についても此には述べない。一言すべきは墨の有無についてである。尋一入学始めの児童には墨のあるものは使用させないがよいと言はれてゐる。それは児童の自由書写を束縛するからである。墨の間隔方向有無については練習形式の度に述べたから此には此と要する。

(4) 指導上に必要な用具

(1) 諸種の辞書

筆記、報筆、運筆、商業結婚はこれらに授することも無論必要で与るが、本国によつてその要領を会得させることも重要な一方策である。

(2) 罫線万字小黒板

罫線は練習形式と一致したもとを使用するがよい。

(3) 指導細目

指導の系統、學習方法と同時に記せるものと児童に与ふることは本群の學習作業と異常に進行せしむるためには必須のものである。

(4) 鑑賞材料

硬筆による書寫物の藝術的價値如何につきては前述せる通りである。然し硬筆に於ても相当美的價値を發揮しえるのがある故にこれ等の材料を蒐集するに努めべきであらう。

更に吾人は鑑賞材料としては法帖、額、字經、能書家の毛筆書寫物等の揮毫をあげたい。是等は毛筆によるものであるから一見奇異に感ぜらるゝかも知れんが書の美的價値を吟はしむるためにには從来毛筆手本のみを用ひてゐる以上に取扱ひたいと思ふ。吾人は先に硬筆草行を力説した。併し毛筆の書の鑑賞と況ふべきものとは思つてはゐない。毛筆の使用は現代的ではないと云ふのであつて東洋固有にして且つ我等が祖先の文化を理解する上には毛筆書の鑑賞は大いに必要なりと主張するものである。

帝国図書館其の他に藏せらるゝ唐時代、奈良平安時代、及び各時代に遺された古字經及び我が國史上知名の人土の肉筆の古記録古文書の能筆に接せる時は吾人へ書に対する感興は如何に大なるものがあるであらう。吾人は教師の感興をもつゝが直ちに児童の感興となる得ないことは十分に承知してゐる。然し適當なる指導のもとにこれを鑑賞せ一あることを又はス必要であると考ふるものである。

第二節 姿勢、執筆、腕法

姿勢執筆腕法は書寫作業の基礎となす極めて重要なものである。スペンサーはこれ等の基礎の重要な事を論じ、これ等の基礎の確定するまでは文字の書寫に移るべからずとまで極論してゐる。吾人の経験を顧みに吾人は余りに結果を急ぎすぎざる様に思ふ。かくて吾人は是等の基礎に向つて先づ正しき指導を加へなくてはならぬまい。

第一 姿勢について

姿勢の要領については渡辺氏著の中に「硬筆書方と姿勢」水戸部氏の著にも十分にあげられてゐる故に、これが詳述を省けて、注意すべき二三の点を特説する。

一、言語によりて説明するよりも掛図によるがよい。

二、正しい姿勢と窮屈な姿勢と分明に区別しなくてはならぬ。児童の自然の姿勢に比すれば理想的な姿勢は多少窮屈を感じることは当然である。しかし指導者は正しくして長づべきの生来る姿勢を習慣づけなければならぬ。善良なる姿勢は教師の不斷の注意と児童の自觉によってのみみかち得られる。

三、前項は主として訓練上より見た姿勢の習慣づけであつたがこの項に於ては悪しき姿勢と形づくる二三の事柄をあげて、これが矯正の資としたい。

(1) 机、腰掛の高さの不適当及び光線の不十分なうために悪しき姿勢を余儀なくする場合、筆寫文字のあまりに小さなため、鉛筆の短いため、板書文字の薄くして小さなため書写時間の長すぎるためへスペンサーは十五分位毎に三分乃至五分の休みを入れよと云ふ論者は練習時代は三十分以内と可とするといつてゐる。鉛筆腕法の指導よりしきを得ざるために悪しき姿勢を取る場合

是等の諸点を不拘に附し児童のみを責むるは極めて酷である。餘談ではあるが設備と訓練との度外な矛盾は此にも見らるゝ。その外インキ瓶の顛覆の如きも設備の不完全から来るものがその大部分を占めてゐる。訓練と設備とは相待つ様にありたいと思ふ。

第二 鉛筆腕法について

スペンサーは「尤も重要にして且つ学ぶに困難な仕事の一つである。しかし繊細な注意と忍耐とを以てすれば直ちに正しくなし得る。そして若し一度定まれば背離の危険はない」といつてゐる。

鉛筆及び腕法の要領につきても水戸部氏の著に詳説されてゐる。然し氏の説によれば鉛

筆書の場合とペン書との場合によりて姿勢、鉛筆腕法及び手の立ち方と立てる様であるが、古人は方采としてはなるべく同一の方法をとりたいと思ふ。

執筆の方法については一種の單腕法が取られるのは説明するまでもない。たゞ注意すべきは右手は腕の肉筋によつて支へてはならぬと云ふことへ速度及字を悪しくする故一左腕は机立にかにくつかしあること及び筆は余り固く握らないこと等である。ペン及び鉛筆の角度についても種々の意見があるが、漢字、假名の書写する場合は鉛筆又は万年筆ならば直角よりやゝ小なる角度によるべく普通のペンにインキをつけ直角に近き角度にしたならばよいと思ふ。何とならば普通のペンにインキをつけ直角に近き角度にしたならばインキの垂下が甚しくなり、字画が著しく細くなる事があるからである。

用具の位置、インキのつけ方、鉛筆の削り方等については水戸部氏著に譲る。唯一言注意すべきは紙の位置についてである。紙の書写する可き部分は大体に於て右眼下一尺位の處に来るねばならぬ。右臂と張れば文字及行は右に曲り、臂とあまり体に接すれば文字及行は左に曲り、又其の速度を減じて文字は活氣を失ふときはれてゐる。白紙にかゝせる場合などに大いに注意せねばならない。

第三節 手の運動及運筆

前節に於て書写作業の基礎的事項を述べた。然らばかくて直ちに文字の筆写に移りて差支えなきか否かと考察しなければならぬ。これと実際に接するに、児童は入学以前に於て多少大字の読方書方に於て少くも知識を有してゐるがそれは不確実なると免れぬ。故に書写作業の基礎が稍々確定となつたからとて直ちに大字の指導に移る事は策の得たるものではない。教師は被等の運筆に眼を向けなければならぬ。然らば教師は多くの正しかるべき筆

を見るであらう。その原因は主として書字に要する手の筋肉運動に未だ何等の訓練を受けたるないからである。こゝに手の運動の練習の必要が生じて来る。

手の運動練習は英習字等に多く見らる、作業であるがこれに対しては若干の反対者がないでないから、即ち平田華藏氏は「教育者のための生理学」ニセニ頁に「英習字に於て巧みなる意匠で學習するには意匠を學習することになるのであって英習字の書方の學習にはならぬ……」等略……故に端的に書く事から始めてそれからその過程中に書方の性質なり筆の運びの精細なる点に亘つて丁寧なる指導をする、がよい」といって批評して居られる。これは一應たちの説の様ではあるが、そこには若干の誤見と誤見とがひそんで居る様に思ふ。英習字帖の場合には其の始め数頁に手の運動練習の教材を配列してこれを終つて後、文字諸句の練習に進むが、仕組まれてゐるが實際書方の指導は必ずしも左様に圖然たる区別を持つてゐない苦である。書方の時間に於ては一時間の作業中、手の運動練習と文字練習とが或る比率を以て行はれてゐるのである。書方を始めて練せらるゝ場合には手の運動練習が主要點を以すと云ふにすぎない。

次に「端的に書くことから始める」と云ふ考へは前節に於て吾人の主張した結果を急ぎすぎると云ふ教師側の過弊に墮したものである。

手の運動練習は前述する如く筋肉運動に方向を与へることが其の主要点でありにこれを解剖すれば、筆華、速度、筆壓、筆力、腕力による字剛のあらはれを体験せらるるに欠くべからざるものである。就中最初に尤も注意すべきは筆壓の問題であらう。

一、筆壓について

手の運動の練習されない間に筆えすぎることもあり、筆え方の不足のものもある。筆えすぎることは呼唱と早くして一定時間の運動量を増すことにより、不足のものは筆える力を増す様に指導すべきである。一般的に云へば、鉛筆は、やんわりも強く筆えなくてはならぬ。筆え方の負担選定上注意されるべきことである。(要するに筆え方は筆の上下運動の練習である。)

二、筆の緩急

硬筆の時は毛筆の時より緩急の差を大にする必要はない。然し緩急のない文字は骨組ばかりで雅趣のないもので、勢のよいもの即ち生きくした字は出来ない。始めから文字を早く、或は遅く、或はあく、或はくどくと抜くと云ふ様な練習が必要である。されば緩急はある。

三、運動の方向及び速さ

練習すべき運動の方向は片假名及漢字楷書の書取の前にあつては縦横、右斜、左斜の四方向に平假名及び漢字、行書、草書の書写前にあつては圓運動によるべきであらう。而してその速さは児童の発達の程度に應ずべきである。緩急は呼唱に應する様にするがよいと思ふ。水戸部氏の説に従へば筆意のある書と筆意のない書との練習がこれに應するものである。

四、硬筆運筆法一般

前三項も硬筆運筆法の一部を形づくるものであるが、この三項を書き終へた時吾人は水戸部氏の「修訂硬筆書法及教授の実際」を披見するの機会を得た。その第三章第三節毛筆書

法に基いた硬筆の運筆法は詳細に氏の蘊蓄を吐露されてゐる。篆學の士は是非一読せられたい。今その中にて硬筆に是非考慮せられなければならぬと氏の高廟せらる、二三の要點を抄訳する。

(1) 黒畫の肥瘠。毛筆の如く自由ではないが、ペンにては如何程度の肥瘠を發揮し得る。鉛筆では殆んど不可能である。本項については前項墨色について大体のべた点である。

(2) 運筆の氣脈及び呼吸。この章は硬筆に於ても注意されなければ文字に活氣を与へることが出来る。これ先に筆の緩急の頂に於て述べた所である。

(3) 入筆の角度。氏は入筆の角度と毛筆の大字、細字、鉛筆等によつて各別に論ぜられてゐる。吾人の所見と経験によれば鉛筆とペンの入筆の角度は各自にする必要を認めない。その理由とする所は筆法の簡単を尚ぶが故に、一率に画に近き方向から入れる様にしたい。

(4) 力の与へ方。起筆部は極めて軽くあて、直ちに引き出し、終筆部亦ほんの僅かばかり尖頭を押しつけるだけである。(赤井氏は丸をかくつもりと云はれてゐるが、それよりも軽く押へると云ふ程度であると思ふ。)

(5) 力の入れ所。一大字と書寫するには、外部に力を入れ、以降を軽くするとなればそれで可る。これも当然しかあるべき事と思ふ。

(6) 主畫力書き方。文字の主畫と從畫とに着眼し、主畫は特に注意をなし繫張して他の軽快迅速に筆を運ぶ必要があると云はれてゐる。この主畫從畫の點になると文字と平面的にのみしか見得ない吾人は先づ之から研究の歩を進めて行かなければなりないと考へる。之を要するに運筆上に於ける一般的注意は主として筆力美と發揮するための重要な筆

準であつて、かの井上氏の標準書法に述べられたる呼吸法、緩急法、連絡法、強弱法等はこの辺をねらつたものであらう。

第四節 筆順の指導

筆順の指導は指導の要点の一として考ふるが正当であるかも知れん。そして多くの書方教授書にはたゞに説かれてゐるやうである。然し書方教材は主として讀方の既習教材から取り来るものであるから、筆順は大体に於て讀方に於ける文字書方の指導によつて行はれてゐる事板である。故に書方の時間に於ては第二時間のものとなつてゐる。然し第二次的なるが故に書方時間には讀みる必要なしと云ふのではない。尚一層の注意を以て指導すべきであらう。假名の筆順については一定の不文律がありてこれを侵すことは許されないと云はれてゐる故に假名書方の際には總体的にこれに従はしなくてはなるまい。

漢字楷書の筆順は書家によりて多少の相違がある様でもあり、數千字の漢字の筆順を一

々列挙する事も不可能であるから二三の書にあり筆順の一般的準則をあげたい。

安達常正氏は「漢字の研究」に於て二十二法を挙げられてゐるが小学校では左欄に構造、下部を要しない。渡辺氏は最も簡単に「上から下へ、中央から左右へ、から右へ」といはれ、木戸部氏は大則と云ふ、山口國田兩氏の研究には左へハ律が挙げられてゐる。

筆順は上より右に書く。

左下及び右下斜畫は上より下に運び、右上斜畫は下より上に運ぶ。

上部一部又は上部中部下部よりなる文字は上より順に下に運ぶ。

左部右部又は左部中部右部よりなる文字は上より順に右に書く、但し左右よりな

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

支もの、中を右の釣合を取らせるものは中寄り。左部右部の順に書く（例へば小の字の如し）

(16) 橫畫と縱畫と相交る字は横畫より書く。

(17) 緯画の切り合ひものは上部が右に来る方を先にすら。

(18) 外廓を要する文字は外廓の上部より先にすら。

吾人は二の準則を採用したい。然しあべてが二の規則に当該しないことは併けてゐなければならない。

筆順の問題と開閉して考ふる問題は、漢字、假名の書写方向の問題である。

練習の方法としては水戸部氏の練習形式の如く左起右進、左起縱書が最も適当である。又上級学校の筆記は専向的の書きには東諸の梓への便宜上大部分歐文の如く横書する事が行はれてゐる。歐文の方向は全部左起の横書である。（特殊な方向もあるけれども）がそれはアルファベットの方向が殆んど全部右進するが故に、その方が自然である。

然し平假名片假名について考ふるにその中各二丁字位完は筆の終の方向は下向となつてゐるのでこれを横書にする事は速度の上から見て欧文の如く速度を促進する功がある。否や頗る疑問である。

同様に漢字も横書として欧文の如く速度を促進する功がある。否や頗る疑問である。

この点から考ふると假名・漢字の速度、又は連続体は縱書が自然で有らうと思はれる。

吾が校に於てはこの縱横書の速度につき今比較研究の途に立ち。

水戸部氏も述べられし如く筆を入れる方向と反対の方向に書写されて行く漢字假名の書き方は極めて非科学的の様であるが大字の性質上已本を得ない点どちらう。

若しそれこの問題を國字改良の問題と連関として考ふるならばそこに平假名單用、片假

名單用、草書單用、ローマ字單用等幾多の問題が起り来るであらう。實際教育家もこの点には相当の意見を有し置くことが必要であらう。

第三章 硬筆書方指導の要點

本章に述べんとする事項は無論指導者の注意すべき諸点ではあるが、是等の事項は児童の學習方法樹立の上に必須の條件であるから其の発達の程度に應じて児童に知悉せしめなくてはならぬ。過去の教育に於ては教師はあまりにその學習方法の指導を輕視し若くはこれを児童に示すことによって教師の活動舞台を限定せらるゝ如く考へられてゐたのでは可まい。

書方に於ける指導は説明と示範及び批正によつて達成せられる、これと學習者の方面より云ふ時は觀察と練習と反省とであらう。而して是等の指導及び學習の作用は同時に或は交互に行はるべきものであつてそこに劃然たる時間的な分野をつける事は困難である。然し一般的に云へば教師の全部の総合的説明觀察より始めて、分解的な示範、練習に移り更に批正及び反復練習の作用によりて体験の境地にまで至らしむべきである。

大字の觀察は大字によつては形あり入る事が必要とされてゐるが（水戸部氏説）硬筆書方にあつては形不可、釣合、点画、扁穿審査の關係は大字よりも容易に直覺が出来るので主と注ぐべき点は後にも述べんとする点画の方向の統一と大字の配列である。

以下指導の要點をたゞの数節に分つて叙述する。

第三章 硬筆書方指導の要點

第一篇 筆法の指導

運筆法の一端に関しては前章第三節にこれを述べた。

一、基本畫について

本節に於ては先づ文字の構成要素なる基本點画について一考しなければならぬ。

基本點画については古來種々の見解があつて、これのみを研究しても相当の分量に達する様であるが、今はこれ等の穿鑿を除いて、最も考察研究されたる水戸部氏の説に轉かう。氏の「修訂練筆書法及教授の実際」第三章第三節には文字通り細説されてゐる。氏は片假名及漢字の基本畫として二十四種をあげ、これが運筆に関する毛筆鉛筆ペンの骨書を以て比較説明し、平假名に於ては先づ其運筆上の重要な注意數ヶ條をあげ、次に基平畫十種をあげ、その一々につき要説されてゐる。練筆指導者としては必ず一讀を要する重要な大文字である。

氏の基本畫の運筆に関する所説は極めて貴重、経験の結晶であつて、これを不熟なる吾人が批評するが如きは氏の高見と冒瀆するものじあるかも知れんが一言を費したい点がある。吾人は必ずしも歐米の書方教授が進歩し、我國のそれが未発達の状態にゐると云ふものではない。彼に於ては字数の権力と字体の限定とが必然的に書寫作業の單純を致してみると云々ことは氏の説に同感するものである。

試みにアルファベットの基本畫なるものを見るとハ横に約され其の方向長さは一定されてゐる。然るに我國の書に於ては氏の深き考慮の下に於てすら假名、漢字の基本畫二十四種、平假名十七種、合計四十一種其の方向と大きさとは体験的である。吾人が先に一言せる如く東西の書方はその基本畫に於てすら已に數十の相違があり、從つて其書寫練習上

に難易の相違が生ずる。吾人は大いに意を此に致し國字の制限若くば改良を企てこれが書写を更に簡単化する方法と講じなければなるまゝと思ふ。
更に氏の所説によれば各基本點は毛筆、鉛筆、ペンにより各別の如く説明される。然らば先の四十一種の基本點画は合計百二十三種となり到底その煩に懶らずべくもない。吾人は毛筆と鉛筆とに於ける運筆の相違は当然と云ふが鉛筆とペンとの運筆を別立することは如何かと考ふるものである。故に吾人は基本畫運筆の数は氏の案による四十一種である。

二、部首について

水戸部氏の著に於ては基本點画の問題については直ちに整形法が述べられてゐる、然し漢字を多分に使用する我國の書方に於ては基本畫の結合ありたり、文字の一部分を形成する部首は文字の構成上等闲に附するを得ないものであると思ふ。部首の筆法の取扱ひは多數漢字の書寫の簡単化の上からも是非考案するべきものであらう。これによつて類似文字の兎毫、書寫をなさしむることは書方の興味を喚起する上からも望ましいことであらう。而して取扱ふべき部首は読本に於て若くは日常比較的多く使用される、もう即ち前掲ウ散水、人、行人、手、木、示、言、金、糸、穴月、小邑篇、草、竹、宍冠、之縁、連撇、國博、排点等にて足るであらう。本項は主として山口岡田氏の書方教授の研究に啟發されたものである。

三、示範

基本畫、部首の筆法指導は軍なる説明を以ては立を完ふすることは出来ない。何となれば筆法は手指の運動に関するものなるが故に百の説明よりも一つの示範が大切である。

教師は豫め指導すべき教材について指導の要點を抱束し置き、極めて洗練されたる範を示さなくてはならぬ。但し注意すべきは一教材の筆法、奇首の全部について精密な指導をするべきではない。系統ある細目を不す慶に従つて系統ある指導を施さなくてはならぬ。

示範は過まつ書方教授に于て行はれた。然しそれが豫期の成績を挙げ得なかつた事は指導要點に系統がなくて單なる教師の思ひつきによつたものではあるまいか。指導者の猛者と要素すべきは指導の系統案である。出来得べくんばこの学習系統と練習形式の上にも何等かの方法によりてあらはし、児童にも当該教材の中心点を抱束するに便したい。

指導の中へとなる材料外の文字は復習的若くば次に述べんとする整形指導の材料として東板ふ様に教材の組合せをするがよしと思ふ。

又、筆法の疲弊の問題は毛筆では重要なものであるが硬筆では尤様に著しきもつがないからこれを省略した。

第二節 整形の指導

木戸部氏の所説にもある如く硬筆の文字は細字であるが故に毛筆大字の如く周囲を注意を配らなくとも見映には余り大した支りはないから毛筆程ハ益々いふ必要はないであらうが、指導者は説明の便宜上、學習者は文字の清明を期するために是非注意しなければならない問題である。

由来整形法とは間架結構法と呼ばれ、間架は各点画の相互の位置を明にするものであり、文字の外形を明晰にあるは結構法である。

一、整形一般

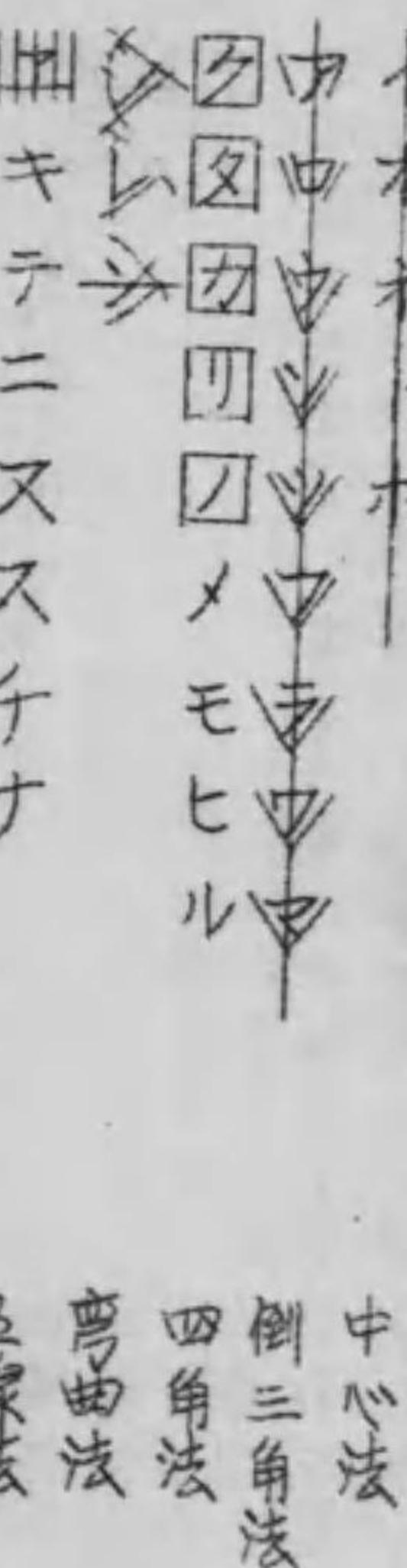
木戸部氏の所説たる整形は書写用具の如何によつて異なるものでないと云ふことを前提と

して、整形の一般的見解について一、二の説をあげよう。吾人は先づ整形法は結構美を生むための方針であることを述べて置きたい。

整形の一概要件として井上氏は中心法をあげ、「結構は中心部を定むるにあり」とまで極論されるが、而して更に、平行法（附長短調和法）、区分法（等分法）、直角法、三角法、圓法）放射集中法、不中三中法、扁平等上下調和法（扁平等の平行調和、扁平等の空向調和、斜面の大小調和、上下大小調和）の五に約されてゐる。

木戸部氏は片假名、平假名、漢数字の整形法を別説し、更に漢字の整形法五十五を挙げられてゐる。片假名、平假名の整形法は吾人の審査に以てすれば、氏がその創案者であつて其の勞を多としなければならぬ。然し惜い哉その整形法があまりに多岐であつて指導的地位に立つ者も諒解に苦しむ所がないでもない。これは氏の假名教材の排列の意見から来る一つの己むを得ざる麗難であるかも知れぬが基本畫を中心とする假名指導に附帶し、整形を中心とした假名指導を行ひ得ないであらうか。かくて氏の創案による假名の整形は意義あるものにはさうではあるまゝ、かくして氏の創案による假名の整形は意義

吾人は氏の片假名整形を基本として、これと左の数種に類別して見た。洋書アドルフアベットを六つの群に分つて指導するといふに暗示を得てこれを五十音に試みやうとした。



サヤヰセ

△ハヘ

四線法
三角法
斜線法

漢字の整形法五十五は更に重要なもののとしてこれを簡単にしたいと考へてゐる。西洋に於て立派と字幅によりて整形を指導されつゝ児童と思ふ時は吾人はほるべく簡単をする。

山口岡田氏の研究には結構法配列表に主要なるものとして三十四法があり、それが山口岡田氏の研究には結構法配列表に主要なるものとして三十四法があるが、その指導が之と併せてゐると否とは其の指導上非常な相違を表すものと思ふ。その書法的特徴の如きは無論これと知らしむる要はない。(前章第四節参照)

演師氏は「硬筆書方と書法」の項に於て結体の意義を述べ、又一般的注意としてたの條々を述べられてゐる。

(1) 中や線のある文字は中や線を正しく書くことが大切である。

(2) 大字は鉛合を整へて括りをよくしなければならない。

(3) 橫畫又は縱畫の多いものはその画と画との間を等しくする事を忘れてはならない。横畫たり縱畫たりが多く重複する時はそろ変化へ長さ、方向)をつける事が大切である。

(4) 方向の変化は細字には不可能である。

(5) 痘と竪とある字は互に譲り合って調和のとれる字とする様にしなければならぬ。

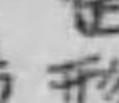
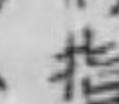
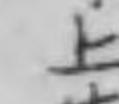
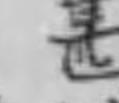
(6) 畫の多い字は細に、少な字は太に書く。

とあげられてゐるがこれ等も注意を要すべき点で整形の一般的見解としては是非心得お

くべきであらう。吾人は尚一層簡略に変化、統一、均齊の三件を顧慮するがよいとまとめておく。

二、概形法

前項には主として毛筆書法上稍々高級なる整形法を引用したのであるが、小学校に於ける実際指導には概形法が該に當と得たものであらう、そしてこれは己に多く実験家にて試みられてゐる所である。

即ち             等の概形を指導し、これに合するが如き文字と既習教材の中より導出することは興味ある事であり整形指導上甚だ價値あること、考へるゝ、

但し概形法を用ひる場合はその概形が絶対的標準とはならぬ、と云ふことは注意すべしことである。例へば文字によりては圓の中でも四角の中にも取り得る等の類である。要はこの文字は全體としてどんな形の中に取り得べきかと児童各自に観察せしむる方法にすぎないのであると心得なければならぬ。即ち児童自らが整形の工夫をなし得る様に指導するが整形の眞の指導である。

三、整形指導上の注意

- (1) 整形も亦系統的でなければならぬ。
- (2) 整形を知らしむるには赤墨と使用するがトカイ。
- (3) 説明は簡明を尚ぶ、そして一時に多くと望んではならぬ。

第三節 醒字の指導

筆法、整形は各文字書写上常に觀察されなければならぬが、一枚の書字物全体としては

配字につきての考察は又軽んずべからざるものである。配字上注意すべき点は凡そ三ある。

一、位置、上下左右に適当なる余白を設くること、殊に実用書写物には此の注意が肝要である。

二、中や、各字の中や縦を縱横一直線上に整然と整へること。横の整頓は楷書の場合には非常なる注意を要するが草書或体綴名等の場合には無視する、場合が絶々にある。

三、大小、長短、肥瘠の場合

一般的に云へば漢字は大きく、假名は小さく、漢字にあつては字画の多きものは複雑に字画の少きものは與太にしなければならぬ。更に重要なことは墨畫が適当の方向を保ち、全体としてよく統一ある様に認められなければならぬ。

四、鑑賞に就いて、

第一節第二節は主として会解的な見地より叙述も説明不範觀察の要点を述べた上で第三節は一書写物の総合的な見方であるが、更に望ましきは書写物全體（教材）の結構美、筆力美の鑑賞も亦適当に指導されなければならぬ。

鑑賞は自己の練習の後に行はしるべき場合もあるであらうが、手本筆者（書写の苦心と筆力の美）と味はしめ、特に書写に移るとする學習の動機を高めるためにはこれを練習以前にまずが望ましい。かくて練習の後に於て再び手本の觀察に入り、筆力の鑑賞をなす様にしたい。

第四節 練習

一、練習の目的

練習の生理的、心理的過程は山口國田兩氏の「書方教授研究」に詳述されてゐる。が故

に今はこれを詳論することを避け、練習の目的に向して考察の歩を進めよう。

練習はこれととの段階によつて分つならば第一に不完全な合成せない筋肉運動を批正反覆して合成した運動に導き、第二にその合成した運動を更に反覆して習慣的ならしめ第三にはこれを発展して実用的なつしむると云ふ三つの目的を有してゐる。畧言すれば練習の窮屈の目的は筋肉運動の調和統一を期するにある。

かくて練習は書方學習の中心的第一義的の作業でありあらゆる指導はこの中心的作業への一つ過程にすきないものである。上に述べ未リ種々の事項が如何に徹底し諒解されても説明は畢竟知識であつて筋肉の運動とは全然別個のものである。

然しながら更に再考しなければならぬことは練習は筋肉運動の調和統一であるけれども筆下る器械的練習は其目的達成上極めて迂遠である。練習の効果は練習者の文字に対する正しき認識と相待ち、理解ある練習と相應じて始めて價値を發揮し得る。此の意味に於て上述の論調は其の生命を有するものである。

二、練習の方法

(1) 第一次の練習

この練習は不完全なる合成せない筋肉運動を批正反覆して合成した運動に導くためのもので理解的練習と称せらるゝものである。この段階によつては學習者は正しき書寫の準備と書へ、最も完実なる手本の觀察にあり筆順、筆形（楷形、圓宋、絹擣）、筆法（壓元方、緩急等）配字（位置、中心、大小、長短、肥瘠）の如何を察知して練習する様に指導されなければならぬ。従つてこの場合には、同一文字と可程度まで反覆せしめるがよい。これと練習形式により練習について云ふならば左起横書の讀書又は臨書がこの段階に處するも

のである。

(12) 第二次の練習

この練習は合成理解した運動を更に鍛つて、合成を愈々強くし、習慣的ならしむるためのものであるから、第一次の練習の場合、よく分解的な観察によらず、又手本に依頼せず暗書し得るまでに至らねばならぬ。この意味に於て練習形式による練習の収書の欄から清書欄に至るまでは主として暗書練習によるべきである。かくて与へられたる材料は實に体験せられるのである。

(13) 第三次の練習

前述の練習による体験は未だ指導されない材料の中に新しき生氣と賜ふれなくてはならぬ、故に第三次の練習は書方學習に於ける創作的方面と云ふ得るものである。吾人は取て應用と言ふ語を避ける。何となれば單なる應用は第一次第二次に於ける練習の延長であつて、そこには實に個性の活躍が許されない。第三次の練習は正に個性の天地である。乙これこそ練習の眞の目的たる筋肉の調和統一の意義に最ももつてある。かくてこそ書写は意の發する處に從つて可能となり得るので殊更迅速でなければならんと言ふ點を要しない。何となれば眞に筋肉の調和統一が意のまくになるならば速度の如きは又それが意の始くなるからである。

然しこれは書方練習の理想であつて小学校児童に望まるべきものではない。第三次の練習は實際に於て第一次第二次の練習に於て会得した点を求む指導されない類似の文字の筆法图形配字に應用し、若くばより速に書写し得れば以て足れりとしなければなるまい。即ち各人の練習形式に於ける應用欄の充される程度を以て満足とななければならぬ。

(4) 黒板使用

更に練習の一方法として提案したいことは児童の黒板使用である。西洋に於ては相当に考観されてゐる様である。これには衛生上の問題が相当考慮されなければならぬが、硬筆の書方の練習は機頭機尾所謂細字に終るのであるから児童相互の批正、共同批正の場合には複数の困難に陥る。これを救済する方法として黒板を使用せらるることにしたならば如何かと考ふるものである。從來は落書と称して児童の黒板使用を極度に禁止したがこれに付ても考察したい。

白墨の持方と硬筆の持ち方には非常な相違がある。然し墨書きあらはれ、運筆の呼吸、機形配字等は硬筆と殆んど等しいと思はれるから黒板使用は硬筆使用上相当考慮されてよいと思ふ。

(5) 練習形式による練習

この方法は大抵木戸部氏の方案に準據するが故に硬筆書法及教授の実際第六章第八節を参考されたい。

第五章 反省及び批正の要素

一、反省及び批正の意義

練習は書方學習の中の作業であるが、如何に反覆練習しても、單に同一の事を繰り返すと云ふのは到底技能の習得は出来ない。必ずや學習者自らの反省と他よりの批正により練習の目的を見失はないようにしなければならない。換言すれば反省及び批正は練習の指針である。

二、反省及び批正の要点

然らば如何なる点につき反省せしめ、如何なる点を批正するかは又次の問題となり来る。

吾人はこれに對して極めて簡単に「当該教材の要點として指導した部分に向つて反省を」

め、批正を與へ、他は從属的に取扱へ。」とだけ述べておく。

此々に注意すべきは反省及批正は往々にして児童の欠点の摘発とのみ考へられ勝である。

無論これも反省批正の意義ではあるが、児童が「此處は思ったありあやさしかった」と感じた点若くば美点を察見した場合に教師は讃辞を惜んではならぬ。

三、批正の方法

批正の方法に關しては周知の事であるから詳述の煩を避けて左に表記する。

- (1) 教師批正 (a) 共通批正 — 共通的な欠点の批正
- (b) 個人批正 — 個人的な欠点の批正
- (2) 共同批正 — 教師と児童と共にて行ふ批正
- (3) 児童批正 (a) 相互批正
- (b) 自己批正 — 批正の到達点

第六節 成績品の評價及び慶理

成績品の慶理に関する問題は最も何れの場合に於ても異なるべきものでないと信ずるが故に極めて簡単に之を叙述する。

一、評價及び慶理の目的

- (1) 学習者の成績の進歩程度を自覚せしめる。
- (2) 学習者の努力に対する報酬を与へる。

(3) 指導者の指導上の参考とする。

二、評價の方法

評價は其標準と指導の要點に照して行ふべきものである。而して最も注意すべきは欠点を指出することと軽くして美点を多く見出して賞讃する方が大切である。

評價の表はし方には評点評等評語等の方法が今は主と譽れ、單にこれ等のつけ方は成績品の美を害しない様に慎むべきこと云々がござりを述べておく。

三、慶理の方法

(1) 成績保存

一般的に云へば評價を終へた成績品は児童に返却し、これを保存せしめ、たゞ自己成績の反省の資料とせしむる事が必要である。然しそうしての家庭にこれを望むことは困難であるから評價後なるべく早く一應児童に与へて家庭へ持ちかへさせて後、学校に一定期学保存する様にしたい。練習帳を使用した場合には成績の保存は大した問題ではない。

(2) 成績展覽

成績展覽の方法には全校児童の展覽に供する学校成績展覽、一学級児童に限る学級成績展覽、及び他校の同学年の成績を参考とする、参考成績展覽等がある。成績展覽は練習帳と使用する場合は困難となる故に相当の考慮をなさなければならぬ。

(3) 成績回覧

練習帳の回覧は到底不可能であるから練習帳以外の成績ととり、これを回覧せしめて児童の成績を家庭に知らしむるがよい。

成績の回覧は到底不可能であるから練習帳以外の成績ととり、これを回覧せしめて児童の成績を家庭に知らしむるがよい。

結論

人は自己の関係せる仕事に關して何等かの意見を懷いてゐるものである。或は後断的な或は系統的な。かゝる独断的な意見を或機会に纏めておくと云ふことはその仕事の上から見ても、自己の生活そのものから考へても意義のある事である。そして専門家とはさうした一つの題目に向つて一步々々その深みに食ひ入つて行く巡礼者であらうと思ふ。

吾人は書方に關する獨断的な意見をともかく先輩の意見を指針として只今の自分としては一通り纏めて見たつもりである。しかしそべての点に於て、又永久に未完成なる自分の企てであるから大な誤謬、必要な問題を遺漏が限りなく出て来る事と信する。この点は大いに讀者の批正を乞はねばならぬ。吾人は尤に本研究上最も意を注ぎ又研究中最も大切に感じた二三の点を擧げて結論にかへたい。

第一節 指導方案要約

吾人の指導方案之を表はれし方面より見れば一つ練習帖にすぎない。そしてそれは己に幾多の硬筆書方練習帖に於て己に企図され、実行されてゐる極めて一般的な方法である。然しながら練習形式の決定と硬筆書方指導の唯一の到達点と考ふるならば硬筆書方に対する許すべからざる冒瀆である。

練習形式は畢竟單なる形式である。この決定されたる練習帖と如何に價値あらしむべきかの問題こそは誠に指導方案の中核である。而して適當なる指導方案は先づ指導者自らの深き内省に待つべきものであらう。吾人はその問題につき反省を試みたい。

(1) 過去に於ける書方教授の不振の原因如何。

これに対する吾人の見解を要約すれば、遺憾ながら指導者の本科に対する理解の不十分なる事も挙げなければならない。故に方案活用の第一要件は本科に対する正しき理解に立てるべきものなることと主張せざるを得ない。(詳細は本篇第一章第三節参照)

(2) 本科固有の系統的指導案を要す。

本科に対する正しき理解を有するものは過去の書方方に於けるが如き読方の從属的取扱に反対せざるを得まい。かくて本科固有の系統的指導案を要求するであらう。

(3) 硬筆單用及び之に伴ふ諸問題

書方固有の系統的指導案の効果と如実に發揮せんとするものは必然的に硬筆單用の主張者となるであらう。而して硬筆單用を決定せる上はそこに新課程案(本論第一章第四節参照)の指導要點(本論第二章)練習形式如何等數箇の新問題に逢着するであらう。吾人は是等の問題に対しても研究的兵力と時間の不足のために遺憾ながらその序説を試みたにすぎない。

(4) 硬筆手本について

硬筆手本若くば硬筆練習帖につきては既に數種のものがある。然しそれ等の教材が硬筆書方指導の新系統案から見て適當であるとは云へない。かくて吾人は大部當局に向つてこれが國定を建議したい。國定早當であるとするならば東京市が率先この聖業に當り義を天下に宣れたい。これ尚不可能とするならば既刊のもの、中最も優良なるものを選擇して指導したい。これ尚不可能とするならば各学校に於て體写するより外に道がないであらう。

然しながら最後に繰り返さなければならぬことは、硬筆書方指導方案の中心問題は單

なる練習形式の定義ではなくて、如何に指導すべきかに就ての教師の苦心研究に存するところ
が二点である。

以上の叙述は極めて一般的的常識的である。この常識的叙述の中に平凡な繰返しかあるとする
ならば、それこそ吾人の研究以前に於ける久々の反映である。然らばあらゆる意味に於
て物語の事は自己の内面暴露である。然しこれが内面暴露と機縁として大方の批正と示教を
うけ得るならば吾人の最も光榮とする慶である。

第二節 参考書及び参考資料

吾人はこの研究に於て何等批判として説り得るものと有しない。冒頭にも述べし如く、
本稿は徹頭徹尾鉄と湖山の所産である。この醜い駄作の資料となつた先輩の金玉の著をだ
に掲げて感謝の意を表したい。又吾人の研究の不足のために先輩の意見と誤解し、若くは
曲解した様な点があるならば責は吾人にある。併せ記して先輩の寛容を請ひたい。

一、學習原論及び指導論に関するもの

- 渡辺 政盛 氏
小川 正行 氏
大瀧甚太郎 氏
木下竹次郎 氏
清水甚吉 氏
浦泰藏 氏
山口県師範所附属

學習原論
學習法実施と各学年ハ学級經營
學習心理と學習模式
各科に於ける學習訓練の建設

- 福島県師範所附属
滋賀県師範所附属
平田 菊藏 氏
山口徳三郎 氏等
水戸部寅松 氏
野地清学 氏等
市上 葦山 氏
朝田 春寿 氏
黒柳 黙氏
石川某師範所附属
青山師範所附属
- 小学校に於ける新教育の実際
教芸日実習指針
教育者ハニの心理学
書方教育の研究
書法及書方教授法
系統的書方教授法
獨字改良標準書法要説
新式ベン型字法
新字ヤン型字點
最近思潮 各科新舊指導法
各科教授要綱
- Burnett, J. L.
Spencer, H. C.
Public School methods. vol. 2.
A new manual of method.
- 新體書方教授法
和漢書道法及書論
三、硬筆に関するもの
- 木戸部寅松 氏
硬筆書法及書道の実際

How to teach permanence in public school.
Spencerian key to practical permanence.

永戸 邵寅松 氏
本 藤 梅 雄 氏
初等教育研究会
硬筆書方研究会
木戸 邵寅松 氏

四、参考資料

調査資料
既刊硬筆練習帖

硬筆書方獎勵会編
硬筆書方研究会編
黒柳 默矢編書
五十嵐東文氏
自律學習輔導会編者

書方教授の実際的新主張
実驗硬筆書方教授法
小学書方硬筆書方教授法
硬筆書方研究錄 理論篇
修訂硬筆書法及ハ教授ハ実際

硬筆書方學習帳
尋常硬筆書方練習帳
ヤン練習帳
捷硬筆書方練習帳
硬筆書方練習カード

終

